

## 第4部 生活復旧編



## 第6章 生活支援



## 第1節 り災証明

### 1. り災証明とは

り災証明とは地方自治法第二条に定める自治事務と位置付けられており、応急的・一時的に被災者の救済を行うため、災害救助法による各種施策や市税等の減免を実施するにあたって必要な家屋の被害等について地方自治体が被害程度の証明を行うものである。

#### (1) 地域防災計画における規定

地域防災計画においては、災害対策基本法第二条第1項に規定する災害によって被害を受けた家屋について、全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、流出、床上浸水、床下浸水の別により、り災の証明を行うこととしている。また、火災に係る証明は消防署にて、火災以外の自然災害に係るり災証明は、災害対策本部設置時については各区役所で発行することとしている。なお、り災状況を確認できない場合には、り災者の届出に基づく「り災届出証明書」を発行することとしている。

#### (2) り災証明等取扱要綱および要領

本市においては「り災証明等取扱要綱(昭和59年消防局長決裁)」を定め、災害対策本部が設置された場合の災害には当該要綱を適用しないこととし、主に火災や救急業務に関するり災証明等の取扱いについて規定していた。その後、「り災証明等取扱要領(平成16年助役決裁)」を定め、災害対策本部が設置された場合の災害に適用する規定を整備した。

図表 6-1-1 り災証明の交付事務等

	東日本大震災による損壊建物	火災・消火損建物
り災家屋の調査	各区長(建物被害認定調査)	所在地を管轄する消防署長
り災証明の発行	各区長	所在地を管轄する消防署長
り災証明の証明事項	災害により生じた建物の被害の程度 (全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊)	災害の発生内容および被害の状況に関する事項 (災害発生の原因および損害額を除く)

### 2. 東日本大震災におけるり災証明発行業務

本市においては4月1日より「り災証明」および「り災届出証明」の本格的な受付を開始し、平成24年3月末時点での申請件数はり災証明が25万件、り災届出証明が50万件を超えている。り災証明に関しての国からの通知や本市が行った業務内容について、次に記載する。

#### (1) り災証明に関する国からの通知等

##### ①平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法

3月31日に内閣府より上記の事務連絡が発出され、これを受けて4月4日に県より本市に対し通知がなされた。内容としては、外観目視による第1次調査によって被害区分を認定し、り災証明を発行することができるというものである。第1次調査は、津波による住家被害に関しては、航空写真を活用して対象住家が津波により流失したかどうかを確認することとし、流失した住家については「全壊」と判定することとされた。なお、流失しなかった住家については、「住家被害認定調査票 津波 第1次(同通知添付資料)」を参考に、外観の目視

調査だけで被害程度を判定することとされた。一方で、地震による住家被害に関しては、「住家被害認定調査損害割合イメージ図（同通知添付資料）」により、被災した住家の屋根、外壁および基礎の外観目視調査を行い、住家の損害割合を算定し、被害の程度を判定することとされた。

なお、判定結果に疑義のある被災者に対しては、第2次調査として外観目視調査および内部立入調査を行い、被害の程度を判定することとされた。

### ②地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法

東日本大震災による地盤の液状化被害が他の地域で大きな問題となったため、「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について（平成23年5月2日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）通知）」が新たに示された。

この趣旨を踏まえ、液状化等の地盤被害による不同沈下が確認できた場合で、かつ、基礎と柱が一体的に傾いた場合には、建物の一階部分の外壁または柱の四隅の傾斜判定を追加し、対応することとされた。

### ③高速道路の無料化措置

6月8日に国土交通省が「被災者支援及び復旧・復興支援のための東北地方の高速道路の無料開放について」の記者発表を行った。これにより6月20日より東日本大震災による被災者および原発事故による避難者については、被災を証明する書面（被災証明書、り災証明書、り災届出証明書等）の提示により、東北地方を発着とする高速道路が無料開放されることとなった。また、県も同日から県道路公社が管理する仙台南部道路および仙台松島道路について同様の無料開放を行うこととした。

これらの動きを受けて、本市では、高速道路無料化を目的としたり災証明の申請件数が増加することで、り災証明の交付が遅れることなどの不利益を被ることのないよ

う、高速道路無料化に対応する専用体制を別途整備して、取り組むこととした。具体的には、従来のり災届出証明に加え、高速道路無料開放専用のり災届出証明の様式を設けるとともに、専用窓口を各区役所・総合支所、本庁舎、各消防署に設置し、人員と備品（コピー機等）を配備して迅速な発行に努めた。

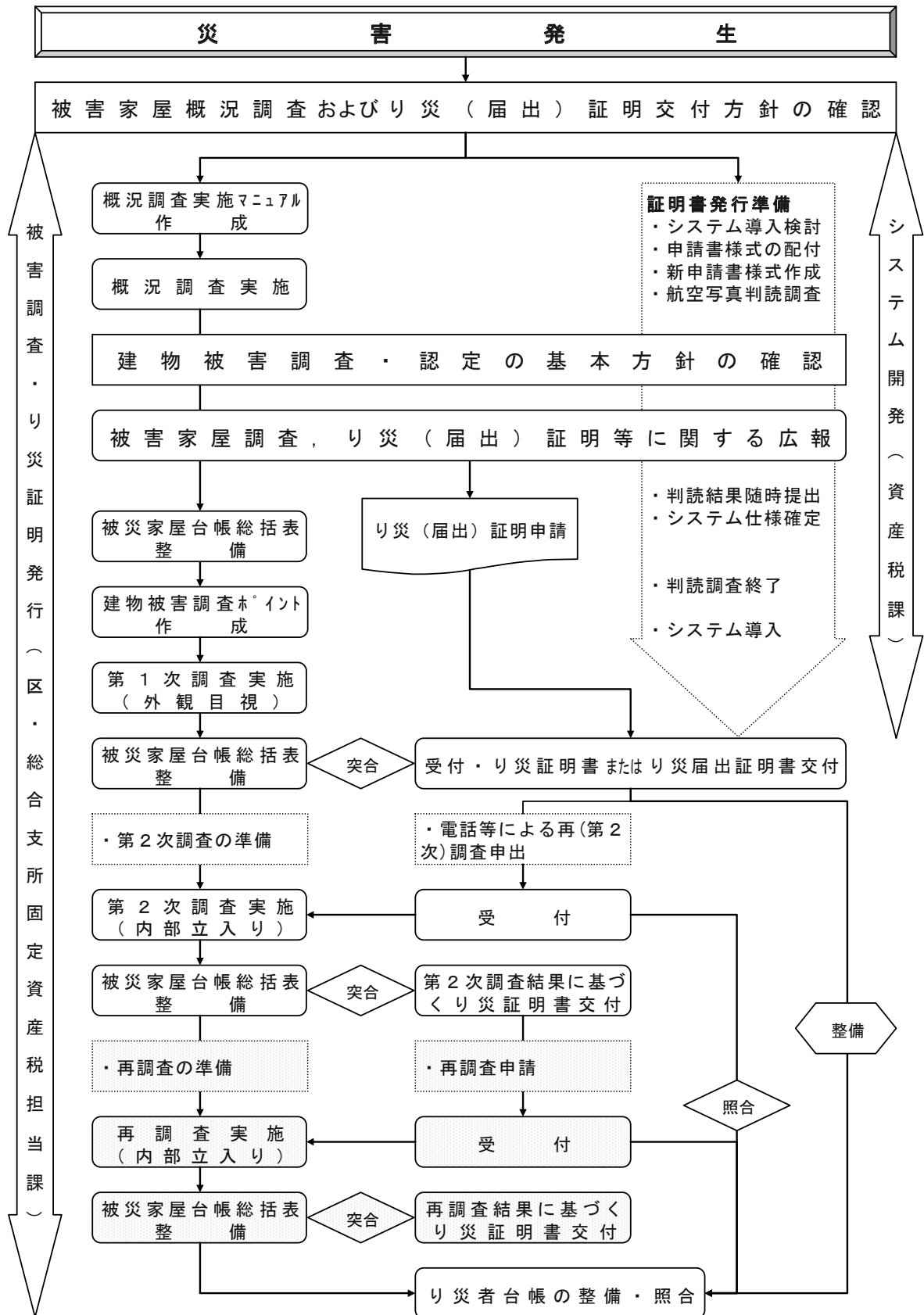
また、被災を証明する書面がなくとも無料開放を利用できるよう、6月24日に国土交通省等に高速道路無料化措置見直し緊急要望を行った。その後、12月1日から平成24年3月末まで完全無料化が実施され、被災を証明する書類を提示する必要がなくなった。

### （2）り災証明申請受付開始までの検討内容

本市では、原則として、被災者が各区・総合支所の固定資産税担当課窓口より災証明申請を行い、申請に基づき各区・総合支所の固定資産税担当課職員が現地調査（建物被害認定調査）を実施し、調査の認定結果をもって、り災証明書を交付する手順としていた。

東日本大震災では膨大な数の建物が被害を受けていること、また、り災証明書が被災者生活再建支援金等の支給の判断に使用され、支援措置の申請期限までり災証明の交付を間に合わせなければならないという状況から、迅速かつ的確なり災証明書交付事務が必要とされた。このため、各区役所・総合支所ごとに建物被害認定調査に係る計画を作成し、り災証明申請受付開始までに、建物被害認定調査の流れや被災地域区分ごとの被害認定スキームの検討、建物被害認定調査マニュアルの作成やり災証明発行システムの構築を早急に進めた。

図表 6-1-2 リ災証明交付までの流れ



### ①建物被害認定調査の流れ（り災証明発行までの流れ）

り災証明の発行までの大まかな流れは、り災証明申請の受付、り災届出証明の発行、建物に被害がある場合には、外観調査による建物被害認定調査（第1次調査）を行い、り災証明を発行するというものである。

第1次調査の判定について申請者より疑義等の申出があった場合には、建物の外観に加えて建物内部の各部位についての調査を行い（第2次調査）、り災証明を発行する。第2次調査の判定についても疑義がある場合には、再調査を行うこととなる。

なお、建物以外の家財等のみのり災届出の場合は、り災届出証明書のみを発行となる。

### ②調査実施マニュアルの作成

り災証明の判定にあたり、庁内各局や他都市等からの応援による対応が必要となることから、財政局資産税課において調査実施マニュアル（建物被害認定調査のポイント）を作成した。マニュアルには建物被害認定調査フロー、調査の概要（損害割合の算出方法）や調査票の様式および記載要領、損傷程度判定資料（イメージ図）等を掲載した。

### ③り災証明発行システムの構築

東北地方太平洋沖地震およびそれに伴う津波により、住居等に被害を受けた被災者への「り災証明発行業務」を効果的に実施するため、本市固定資産税業務の既存システムである「画地条件取得支援システム」に、「り災証明発行機能等」を追加し、申請者の基本情報、建物被害認定調査結果のほか、固定資産税（家屋）課税情報を併せ持つことで、その後の市税減免処理に活用できるものとした。

### （3）り災証明発行のための体制整備

り災証明に係る業務は総括（進行管理や応援調整等）、申請受付・発行および建物被害調査の3つに分けることができる。本市においては、申請、調査および発行に係る業務（申請受付、調査準備、実地調査、結果入力、証明発行等）を各区・総合支所の固定資産税担当課で行い、総括を財政局資産税課で担当した。今回の震災の規模から申請受付・発行および建物被害調査のために多くの人員を割かなければならない状態となったことから、庁内各局からの応援や他都市からの応援、国税や県税職員による応援、臨時職員の採用により人員を増強し、り災証明の各種業務にあたった。

り災証明業務を担当した資産税課や各区・総合支所の固定資産税担当課では、長期にわたり本業務に専従したため、負担が過大となり、本来業務である固定資産税の賦課業務等にも影響を及ぼすこととなった。

今回の震災においては、り災証明業務に関し、全国の県や市町村から多数の応援派遣を受け、県税や国税からも職員の派遣を受けた。建物被害認定調査が本格化する4月中旬から平成24年3月末までの間に89（団体数）市町村等（区長会や市町村会等を含む）から延べ約18,000人の派遣を受けるとともに、調査を行うための車両の支援なども受けた。また、外部からの建築の専門家の協力として、社団法人日本建築家協会東北支部宮城地域会からも専門家の派遣協力を受けた。

他市町村等との応援調整は資産税課が担当したが、人的支援要請を行うにあたり、派遣市町村と個々に連絡調整を行う必要があったため、支援開始までの調整に苦慮した場面もあった。また、6月から7月にかけては応援職員の集中等により、どの区に配置するかなど、業務マネジメントに苦慮した。

また、区・総合支所においても、応援職員の集中等により、人員の割りあてや作業



場所の確保、車の駐車スペースの確保等に苦慮した。

今後は、連絡調整の簡便化を図るために各都道府県市町村担当課や市長会等といった既存の連絡調整ルートとの連携を一層充実するとともに、本市と応援可能な団体との間で直接連絡調整を行うなど、効率的に応援人員の確保を行うための仕組みづくり（協定締結等）についても検討する必要がある。

一方で、庁内各局からの応援については、数日単位という短い期間での交代となることが多く、仕事を覚えたころには所属に戻るといった状況もあり、人数はいるもののせつかくの戦力を十分に生かしきれなかった

面も多く見受けられた。また、応援を受けた他市町村等の職員からも全庁的な動員体制の構築が弱いと感じる旨の意見が多く寄せられた。り災証明業務においてポトルネックとなる部分が申請受付、建物被害認定調査、交付事務へと時間の経過とともに変化していったことを鑑み、一部の所属だけに業務が偏ることの無いよう、全庁的な時系列的業務配分の調整が必要であった。

また、今回の震災においては、外部の専門家の協力としては、日本建築家協会からの支援にとどまったが、民間の建築関係団体との間で事前に協定を締結するなど、専門知識を備えた人員確保の検討も必要であった。

<応援派遣を得た市町村等>

埼玉県、新潟県、兵庫県

札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、東京都特別区長会、東京都市長会、愛知県市長会、愛知県町村会、兵庫県内各市、北海道函館市、青森県青森市、青森県十和田市、岩手県二戸市、秋田県秋田市、山形県酒田市、山形県山形市、山形県鶴岡市、茨城県古河市、群馬県高崎市、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県川越市、埼玉県上尾市、埼玉県幸手市、神奈川県大和市、神奈川県鎌倉市、神奈川県三浦市、神奈川県南足柄市、石川県七尾市、山梨県富士吉田市、岐阜県各務原市、愛知県一宮市、愛知県扶桑町、長野県長野市、愛知県長久手町、愛知県飛島村、愛知県豊山町、愛知県蟹江町、愛知県大口町、愛知県東栄町、愛知県美浜町、三重県四日市市、京都府京田辺市、京都府木津川市、奈良県橿原市、岡山県総社市、広島県廿日市市、広島県神石高原町・世羅町、広島県三原市、広島県竹原市、徳島県徳島市、香川県綾川町、香川県高松市、香川県三豊市、香川県坂出市、高知県津野町、高知県日高村、高知県宿毛市、福岡県みやま市、福岡県柳川市、福岡県飯塚市、福岡県筑紫野市、福岡県宗像市、福岡県筑後市、福岡県大牟田市、福岡県中間市、福岡県大川市、福岡県春日市、福岡県福津市、福岡県宮若市、福岡県八女市、熊本県熊本市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県日田市

### ①建物被害認定調査に係る物品の調達

建物被害認定調査の際に必要な調査票、現地調査の際に必要なマニュアルを資産税課において作成し、その他調査に係る必携品を調達した。

主な必携品の調達については資産税課が担当し、不足物品があればその都度、各区・総合支所の固定資産税担当課から連絡をもらい、調達した。

<p><b>【主な必携品等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査票 ・調査マニュアル</li> <li>・デジタルカメラ ・住宅地図</li> <li>・コンベックス（計測機器）</li> <li>・調査用画板（用箋ばさみ）</li> <li>・傾斜計（下げ振り）</li> <li>・調査員証 （仙台市職員証、固定資産評価補助員証）</li> <li>・カバン</li> <li>・調査用メモ用紙（見取図、罫紙など）</li> <li>・概況調査の際の被害概況図</li> <li>・装備品（作業服、防寒具、手袋、長靴、ヘルメットなど）</li> <li>・腕章 ・携帯ラジオ ・筆記用具</li> </ul>
---

### ②被災家屋台帳の作成準備

建物被害認定調査（事前調査を含む）の実施にあたり、調査による認定結果を管理するため「被災家屋台帳」を準備する必要があるが、本市では申請受付から証明書交付までの情報を一元管理する「り災証明発行システム」上で管理することとした。

建物被害認定調査担当は、認定した被害程度の判定結果等を被災家屋台帳に入力し、り災証明担当は、被災家屋台帳の認定結果を確認し証明書を交付することとした。

### ③調査方法等の周知・研修

建物被害認定調査担当およびり災証明担当（申請受付・発行業務担当）に対し、本業務の趣旨や調査方法等について応援職員も含め周知徹底を図った。その方法として研修を開催することとし、それが困難な場

合は、担当者相互の伝達研修を行うなどして、統一的な取扱いの習得に努めることとした。なお、周知・研修は、動員の都度、同様に実施することとした。

実際の建物被害認定調査において、木造等の戸建住宅は建築に関する知識がなくとも、研修を行うことで十分調査・判定ができたが、非木造の建物については、建築の知識を有する職員でないと対応に苦慮するケースも散見された。

### 3. り災証明の発行

3月11日の発災後、泉区において3月13日に最初のり災証明の申請受付を行ったのを皮切りに4月1日からは、本格的に申請受付を開始した。

6月に高速道路無料開放が実施されたことに伴い、窓口を増やして迅速な発行に努めるとともに、申請件数の収束が見込まれた段階で窓口の集約を行った。

図表 6-1-3 申請窓口開設等の状況

日 時	申請窓口開設等の状況
3月13日	り災証明申請受付開始（各区役所・総合支所、土・日・祝日も開設） 4月1日から受けの本格化
6月27日	消防署での高速道路用り災届出証明書受付窓口開設
8月28日	各区・総合支所での土日申請受付窓口終了
9月1日	AERビルでの特設窓口開設（土・日・祝日も開設）
9月30日	●各区、総合支所での申請受付窓口終了 ●消防署（青葉消防署、宮城野消防署、若林消防署、太白消防署、泉消防署、宮城消防署）での高速道路用申請受付窓口終了。（受付窓口は市役所本庁舎とAERビルのみ）
12月28日	市役所本庁舎、AERビルの受付窓口終了（全ての申請窓口終了）

図表 6-1-4 新規申請受付窓口体制

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
本庁舎(り災、高速) (8階、1階)					8階	1階				
AERビル(り災、高速) (5階)										
各区・総合支所 (り災、高速)										
消防署(高速) (6カ所)										

※り災・・・り災証明

※高速・・・高速道路用り災届出証明

(1) 被害程度の認定基準

建物の被害程度については、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下、「内閣府指針」という。）」等に基づきながら、調査と認定を行った。

(ア) 被害程度区分

被害認定は建物の主要な構成要素の経済的被害の建物全体に占める割合により行う。具体的な調査方法および判定方法としては「部位別構成比（図表 6-1-5）×各部位の損傷率」により、部位別の損害割合を算出し、それらを合計した建物の損害割合を建物全体の被害程度として判定する。

【判定方法】

1. 部位別損害割合の算出

部位別損害割合 = 部位別構成比 × 各部位の損傷率

2. 建物の損害割合の算出

建物の損害割合 = 屋根の損害割合 + 柱の損害割合 + ... + 設備の損害割合

建物の被害程度は、算定した建物の損害割合により、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」の4区分となる。損害割合が50%以上の場合は「全壊」、40%～49%の場合は「大規模半壊」、20%～39%の場合は「半壊」、19%以下の場合は「一部損壊」となる。

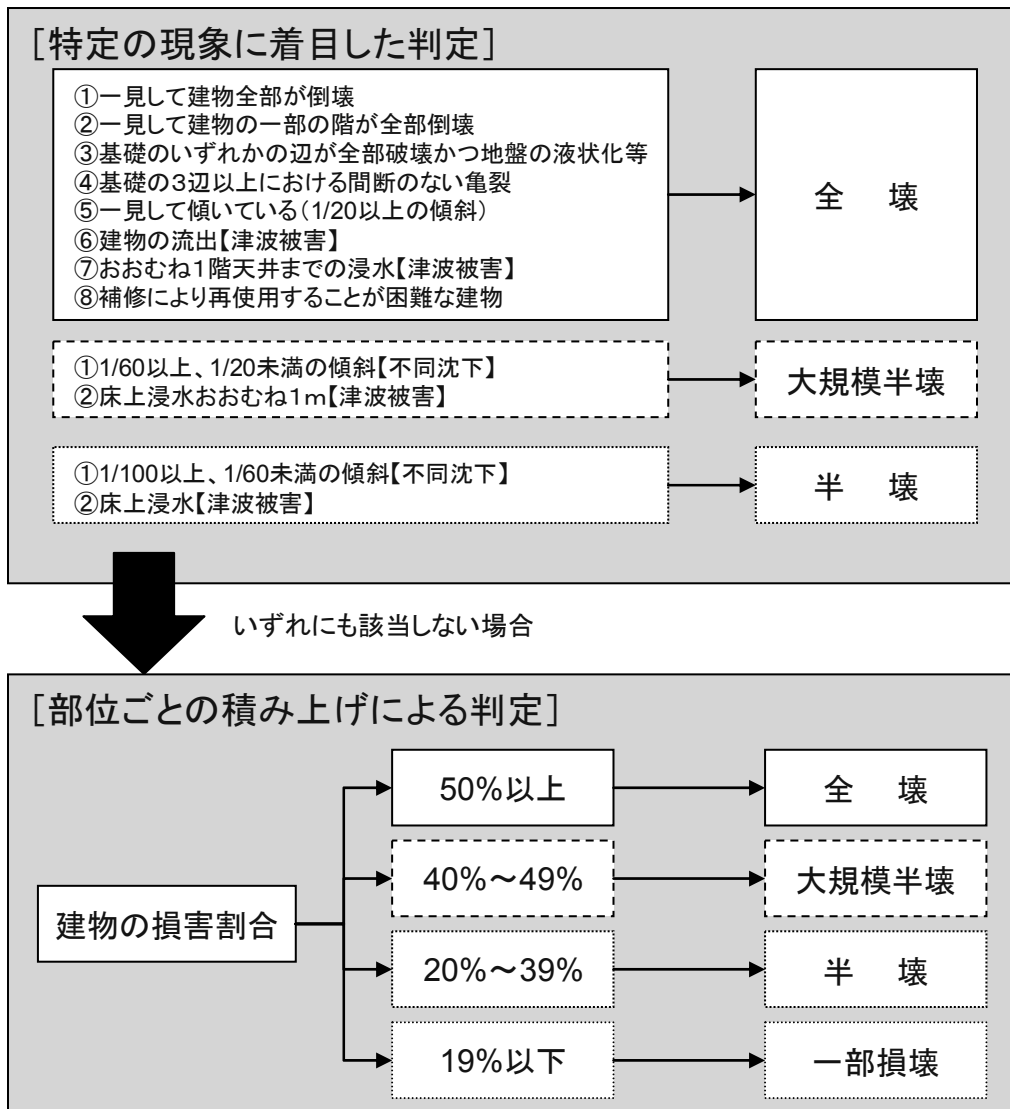
図表 6-1-5 部位別構成比

		第1次調査 (外観調査)	第2次調査 (内部立入調査)	
木造・プレハブ	屋根	10%	屋根	10%
	壁(外壁)	80%	外壁	10%
	基礎	10%	基礎	10%
			天井	5%
			内壁	15%
			床	10%
			柱	20%
			建具	10%
			設備等	10%
非木造	柱・耐力壁・基礎	60%	柱・耐力壁・基礎	50%
	屋根・外部仕上	25%	屋根・外部仕上	10%
	設備等	15%	設備等	15%
			床・梁	10%
			内部仕上・天井	10%
			建具	5%

(イ) 建物被害認定調査フロー

り災証明書発行のための建物被害認定調査については、次図の流れにより、被害程度の認定を行う。

図表 6-1-6 建物被害認定調査フロー



## （２）津波被災地区の取扱い

津波により壊滅的な被害を受けた地域（県道塩釜亘理線以東エリア）については、3月18日に国土地理院より「東北地方太平洋沖地震災害対応空中写真」の提供を受け、これと本市所有の航空写真とを比較して現況変化の判読を行い、4月18日に当地域に存する建物は全壊判定とすることを決定した。

また、県道塩釜亘理線から仙台東部道路にかけての地震と津波の影響が及んだ区域については、壊滅地域と同等の被害が見られる一方で、現存建物があるなど、被害状況が混在して、必ずしも一律の被害状況ではないことから、航空写真を利用しつつ、「平成23年度東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法」（内閣府）で示された認定基準を参考に調査を実施した。同基準においては、被害状況に応じ住家流出、おおむね1階天井まで浸水した家屋は「全壊」、床上浸水おおむね1mの家屋については「大規模半壊」、床上浸水の家屋は「半壊」、床下浸水の家屋は「一部損壊」と判定することとなっている。

この地域の被害の特徴として、地震の揺れによる被害と津波の被害とが複合的な被害をもたらしており、その両者の要素を総合的に勘案して的確な被害程度の判定を行った。

## （３）地盤被害土地上の建物被害認定

傾斜による建物被害認定について内閣府からの通知があったことを受けて、市内丘陵地域において特徴的に見られた宅地地盤被害については、下記のような被害が全体的に生じている場合、不動産登記法上の建物の要件の一つである「土地への定着性」にも着目し、社会通念に照らしても建物としての要件を既に充足していないと認められるときは、内閣府指針等における「全壊」の基本定義である「基本的機能の喪失」、「補修により再使用することが困難な建物」に

相当するものとして判定することとした。

また、建物の被害程度の認定については、内閣府指針等の趣旨を踏まえつつ、宅地地盤被害による建物被害への影響を的確に反映させるため、都市整備局で実施した被災宅地危険度判定結果も活用し、個々の被害宅地上の建物現況に照らし、対応するものとした。

- 基礎と宅地の間が離脱し、空洞が発生している場合
- 基礎と宅地との間に浮きなどが発生している場合
- 建物直下の宅地に地割れが発生している場合
- 建物直下の宅地に段差が発生している場合
- 建物直下の宅地に滑落や崩落が発生している場合
- 建物直下の宅地に地すべりが発生している場合

## （４）集合住宅の被害判定

分譲マンション等の集合住宅の建物被害認定調査は、内閣府指針等で示されている取扱いを踏まえ、第1次調査（外観調査）では1棟全体で判定し、第2次調査（専有部分への内部立入り）では住戸ごとに判定を行った。

1次調査においては、外観調査可能な外壁周りのほか、エントランスホール、エレベーター室、共用廊下等の共用部分の被害状況を確認し、1棟全体として被害の判定を行った。第2次調査においては、特定の住戸で明らかに被害が異なる場合に、住戸ごとの被害認定を行った。

内閣府の指針等では集合住宅については、「原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする」と規定されており、その上で特定の住戸で明らかに被害が異なる場合には、第2次調査として、住戸ごとに内部立入調査を行い、その判定が第1次調査結果

より重い判定の場合には当該住戸については重いほうの判定を採用することとなるため、住戸ごとに異なる判定となってしまうことから、申請者に対する説明に大変苦慮した。

#### **(5) 非住家（事業用建物）の取扱い**

中小企業向けの震災対応の融資制度等の支援事業の中はり災証明を要件とするものもあり、事業用建物へのり災証明の交付が必要になる場合がある。

そこで、本市においては、事業用建物についてもり災証明の発行業務を実施した。内閣府の指針等では非住家を対象としていないが、内閣府の指針等を準用する形で建物被害の認定調査を実施した。調査は現行の指針における非木造建物の調査票を準用して判定を行った。非住家についても建物被害認定調査を実施したことで、被災事業者への支援制度活用の促進を図ることができたことに加え、固定資産税・都市計画税等の減免や評価減について居住系の家屋と同時期に、一斉に実施することができた。

今後は、内閣府において事業用建物についての調査票等の設計も検討する必要があるものと考えられる。

#### **(6) 建物被害認定の簡素化（自己判定方式の導入）**

7月15日より、り災証明申請書を受付後の未調査分および同日より後にり災証明申請がなされる分に係る建物被害認定調査について、明らかに「一部損壊」に該当するものに対する判定について、自己判定方式を導入することで、建物被害認定調査の効率化と迅速化を図った。

具体的には、「被害の状況のわかる写真」を申請人に持参してもらい、写真を参考としながら聴取調査を行い、申請人に「東日本大震災被災建物判定シート」（以下、「自己判定シート」という。）を記入してもらう。その上で、自己判定シートの結果が、「一部

損壊」となり、申請人からもその判定結果に同意を得た場合に、後日郵送にてり災証明書を交付することとした。

また、自己判定シートの結果、被害の程度が「半壊」以上となる可能性がある場合や、建物の直下に地割れや不同沈下がある場合などは、通常の実地調査を実施することとし、「一部損壊」への誘導と申請者に誤解を与えないよう、窓口での対応時はもちろんのこと、個別郵送による自己判定を行う際にも丁寧な説明を行い、申請者に納得の得られる証明書の交付に努めることとした。

#### **(7) 申請期限後申請者への対応**

り災証明の受付件数が、6月をピークに減少し、12月中には収束が見込まれたことから、12月28日をもって窓口受付を終了することとした。また、各種支援を必要とする被災者に対し、制度が確実に利用できるよう周知にも努め、事務の一層の進捗を図り、復興段階へ向けた本市の取組みを進めていくこととした。

このことに伴い、り災証明等取扱要領を一部改正し、窓口終了後の申請受付は、「やむを得ない理由があると認められるときに限り」行うこととした。やむを得ない理由の例としては、心身が健常でなかった場合（病気や怪我のため入院や療養中で、市政だよりやホームページ等広報による申請手続きに関する周知が届かなかった場合等）、避難等により市外にいた場合、その他相当な理由があると区長が認める場合とした。

#### **(8) り災証明に関する広報**

り災証明に関し、本市のホームページを中心に各種の媒体を活用し広報を実施した（図表6-1-7）。

図表 6-1-7 リ災証明に関する広報活動

平成 23 年	
3 月 27 日	「建物被害調査」への協力のお願について記者発表
3 月 28 日	避難所通信 No. 3 にり災証明についてのお知らせを掲載
4 月 1 日	「り災証明申請受付開始」について市政だよりおよび市ホームページ記事掲載および記者発表の実施
4 月 28 日	「ゴールデンウィーク期間のり災証明書の申請受付」について市ホームページに記事掲載
5 月 10 日	「り災証明の効力」について市ホームページに記事掲載
7 月 15 日	「軽微な建物被害のり災証明の手続きの一部簡素化」について市ホームページに記事掲載
7 月 29 日	「集合住宅に被害判定」について市ホームページに記事掲載
8 月 12 日	「り災証明申請窓口変更」について記者発表
9 月 1 日	「り災証明申請窓口変更」について生活支援情報に記事掲載
11 月 1 日	「り災証明」について市政だより 11 月号に記事掲載
11 月 2 日	「り災証明申請窓口終了」について記者発表
11 月 3 日	「り災証明申請窓口終了」について河北新報に記事掲載
11 月 14 日	「り災証明申請窓口終了」について生活支援情報に記事掲載
11 月 21 日	「り災証明申請窓口終了」について市営バス中吊り広告掲出（～30 日）
11 月 23 日	「り災証明申請窓口終了」について市営地下鉄に中吊り広告掲出（～29 日）
11 月 24 日	「り災証明申請窓口終了」についてNHKテレビおよびラジオで報道
12 月 1 日	「り災証明申請窓口終了」について市政だより 12 月号に記事掲載
12 月 21 日	「り災証明申請窓口終了」について河北新報に記事掲載
12 月 21 日	「り災証明申請窓口終了」について市営バス中吊り広告掲出（～30 日）
12 月 22 日	「り災証明申請窓口終了」について市営地下鉄に中吊り広告掲出（～27 日）
12 月 24 日	「り災証明申請窓口終了」について河北新報の生活関連情報に記事掲載
12 月 28 日	「り災証明申請窓口終了」について河北新報に記事掲載
平成 24 年	
1 月 6 日	「り災証明受付の終了」について市ホームページに記事掲載

### (9) り災証明発行実績

平成24年3月31日時点での区ごとのり災証明発行件数は図表6-1-8のとおりとなっている。また、発災後から平成24年3月31日までの間のり災証明書およびり災証明届出書の発行推移は図表6-1-9、図表6-1-10、図表6-1-11のとおり、累積件数の推移は図表6-1-12、図表6-1-13、図表6-1-14のとおりとなっている。

6月8日に高速道路の無料化について発

表され、その翌週から3週間程度は申請件数がり災証明、り災届出証明ともに突出する形となった。り災届出証明については、高速道路無料化が始まった6月20日の週には106,059件の申請があり、うち高速道路用の様式による申請が84,255件となった。

平成24年3月31日時点でのり災証明の累積申請件数は252,775件となった。

図表6-1-8 平成24年3月末時点のり災証明の発行件数等

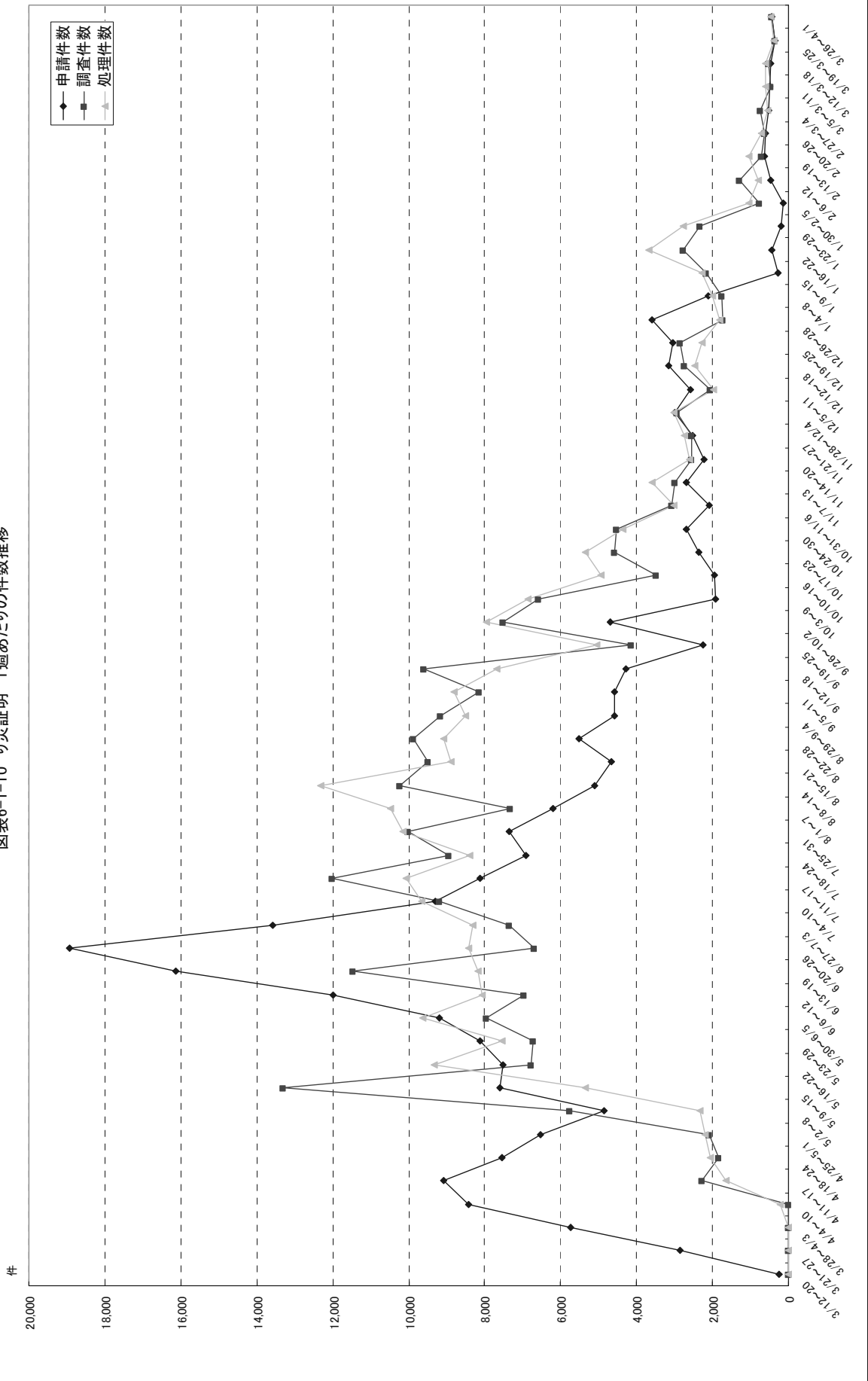
区・総合支所	り災証明申請件数	申請に対する処理件数	り災証明発行件数	被害程度区分内訳				損害なし
				全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
				青葉区	48,020	47,980	47,962	
宮城総合支所	8,742	8,737	8,736	417	173	2,079	6,067	1
青葉区計	56,762	56,717	56,698	2,600	4,375	19,575	30,148	19
宮城野区	53,229	53,143	53,143	9,637	4,838	14,354	24,314	-
若林区	45,226	45,172	45,172	7,421	7,861	15,842	14,048	-
太白区	48,223	47,951	47,903	4,489	5,535	16,371	21,508	48
秋保総合支所	408	408	406	1	2	91	312	2
太白区計	48,631	48,359	48,309	4,490	5,537	16,462	21,820	50
泉区	48,927	48,833	48,832	5,562	3,873	14,092	25,305	1
全市計	252,775	252,224	252,154	29,710	26,484	80,325	115,635	70
被害程度区分別件数の割合：				11.8%	10.5%	31.9%	45.9%	0.0%



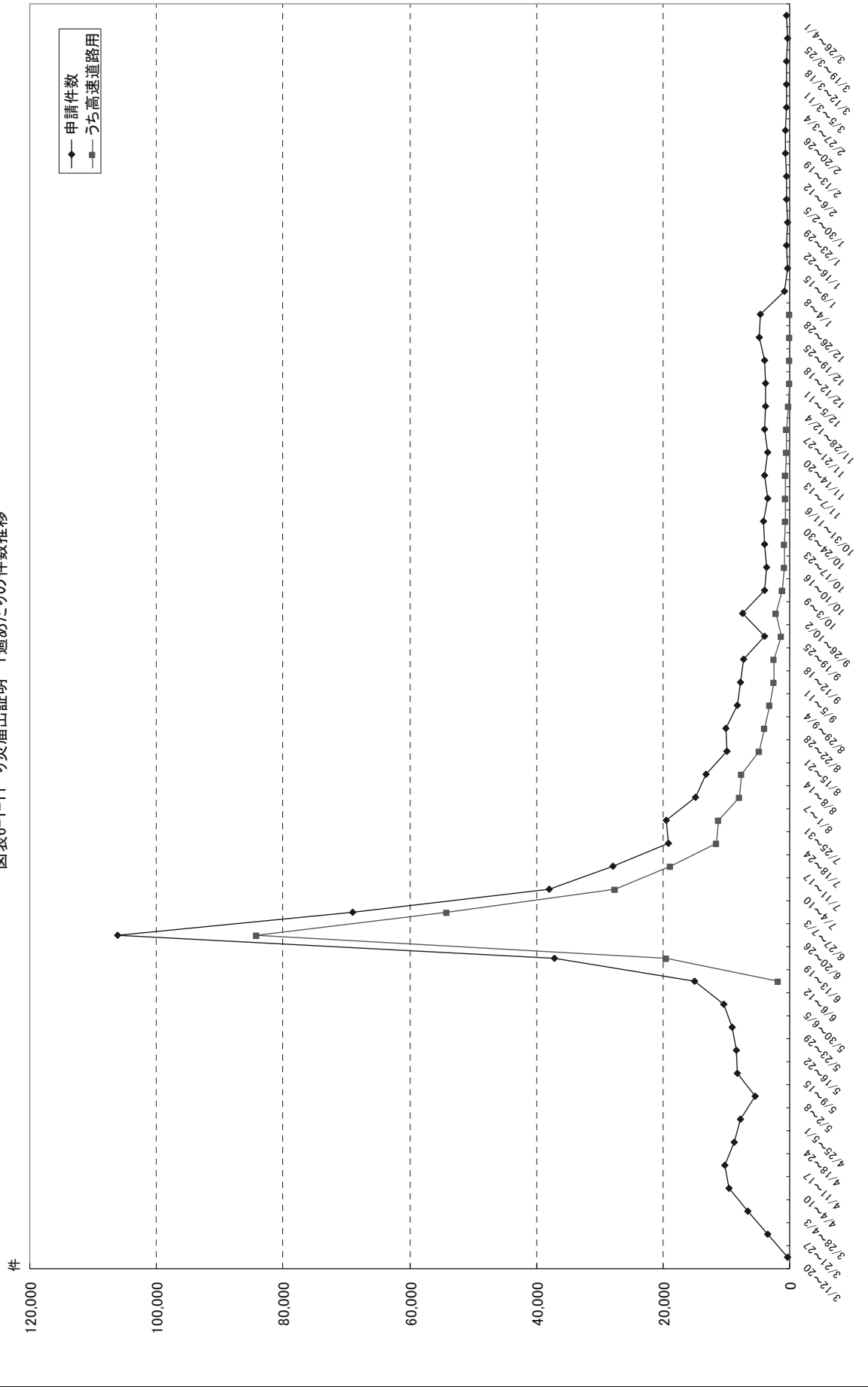
図表 6-1-9 1 週あたりの申請件数等の推移

	り災証明			り災届出証明	
	申請件数	調査件数	処理件数	申請件数	うち高速道路用
3/12~20	234	0	0	341	
3/21~27	2,865	0	0	3,479	
3/28~4/3	5,727	0	0	6,676	
4/4~10	8,435	0	233	9,521	
4/11~17	9,082	2,274	1,651	10,289	
4/18~24	7,535	1,842	2,054	8,750	
4/25~5/1	6,533	2,082	2,205	7,804	
5/2~8	4,856	5,751	2,322	5,466	
5/9~15	7,591	13,306	5,344	8,293	
5/16~22	7,519	6,766	9,332	8,417	
5/23~29	8,114	6,718	7,547	8,996	
5/30~6/5	9,201	7,958	9,617	10,367	
6/6~12	11,976	6,977	8,078	14,980	1,788
6/13~19	16,118	11,461	8,179	37,184	19,432
6/20~26	18,941	6,699	8,434	106,059	84,255
6/27~7/3	13,586	7,358	8,303	69,074	54,096
7/4~10	9,311	9,184	9,649	37,973	27,613
7/11~17	8,109	12,028	10,060	27,974	18,814
7/18~24	6,901	8,949	8,387	19,070	11,493
7/25~31	7,344	10,013	10,151	19,410	11,230
8/1~7	6,208	7,332	10,476	14,807	7,889
8/8~14	5,109	10,239	12,307	13,268	7,561
8/15~21	4,676	9,484	8,890	9,903	4,860
8/22~28	5,512	9,880	9,086	10,060	3,973
8/29~9/4	4,579	9,165	8,502	8,331	3,195
9/5~11	4,585	8,145	8,818	7,789	2,546
9/12~18	4,287	9,611	7,692	7,269	2,419
9/19~25	2,250	4,130	5,039	4,034	1,374
9/26~10/2	4,678	7,527	7,946	7,479	2,188
10/3~9	1,931	6,596	6,861	3,984	1,212
10/10~16	1,937	3,472	4,930	3,663	827
10/17~23	2,353	4,578	5,341	3,976	892
10/24~30	2,700	4,530	4,367	4,188	700
10/31~11/6	2,075	3,073	3,024	3,496	704
11/7~13	2,679	2,990	3,584	3,911	600
11/14~20	2,211	2,553	2,605	3,425	545
11/21~27	2,515	2,544	2,745	3,929	422
11/28~12/4	2,985	2,940	3,015	3,853	150
12/5~11	2,585	2,067	1,980	3,825	0
12/12~18	3,148	2,740	2,472	4,034	0
12/19~25	3,048	2,852	2,289	4,775	0
12/26~28	3,590	1,723	1,824	4,648	0
1/4~8	2,103	1,749	1,993	879	
1/9~15	287	2,173	2,272	298	
1/16~22	435	2,780	3,672	483	
1/23~29	191	2,341	2,784	392	
1/30~2/5	128	772	1,041	419	
2/6~12	477	1,282	802	529	
2/13~19	636	711	1,034	646	
2/20~26	617	620	702	628	
2/27~3/4	525	738	535	561	
3/5~3/11	497	474	610	545	
3/12~3/18	461	533	593	491	
3/19~3/25	348	361	372	372	
3/26~4/1	451	447	475	471	

図表6-1-10 リ災証明 1週あたりの件数推移



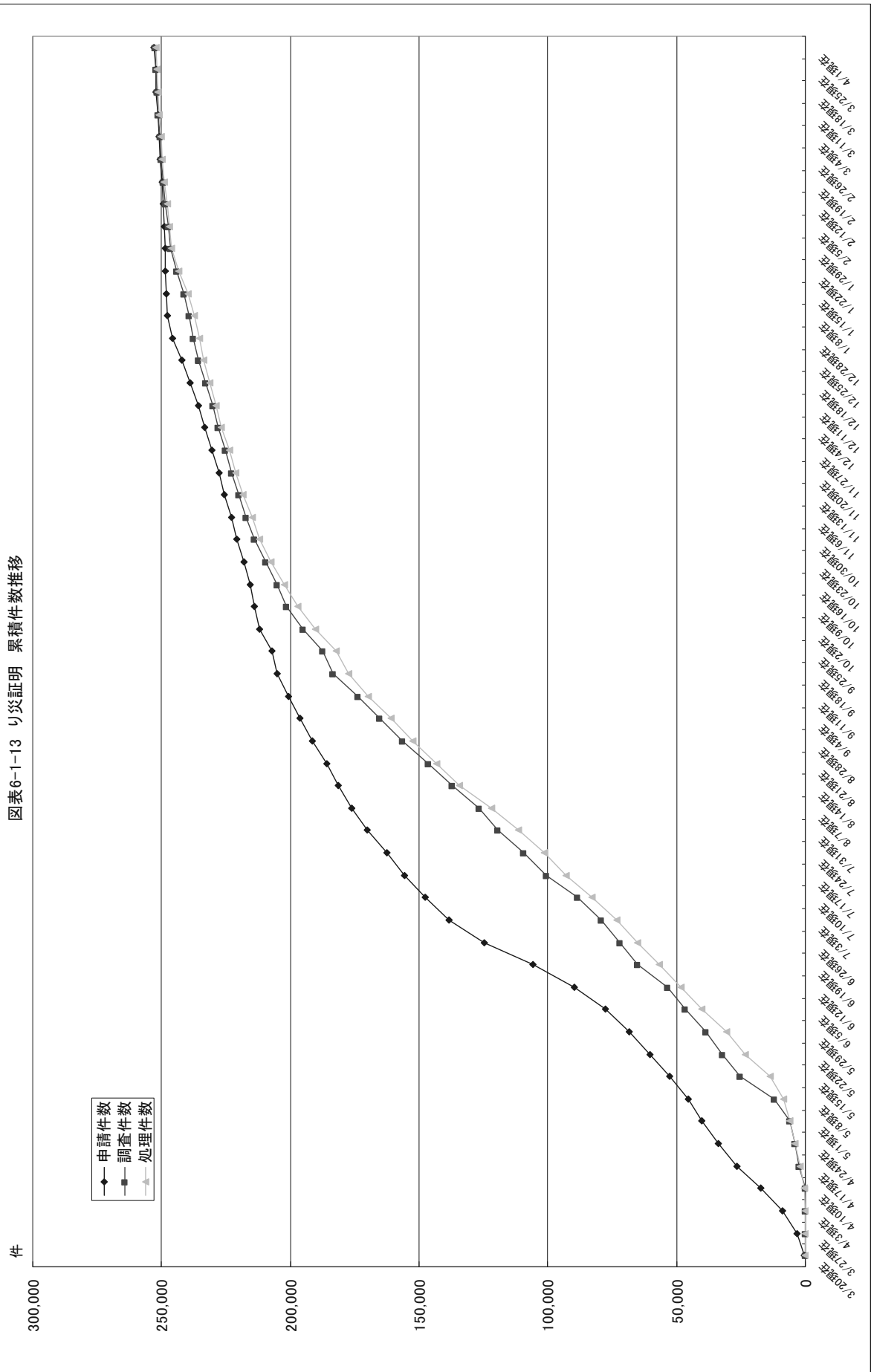
図表6-1-11 り災届出証明 1週あたりの件数推移



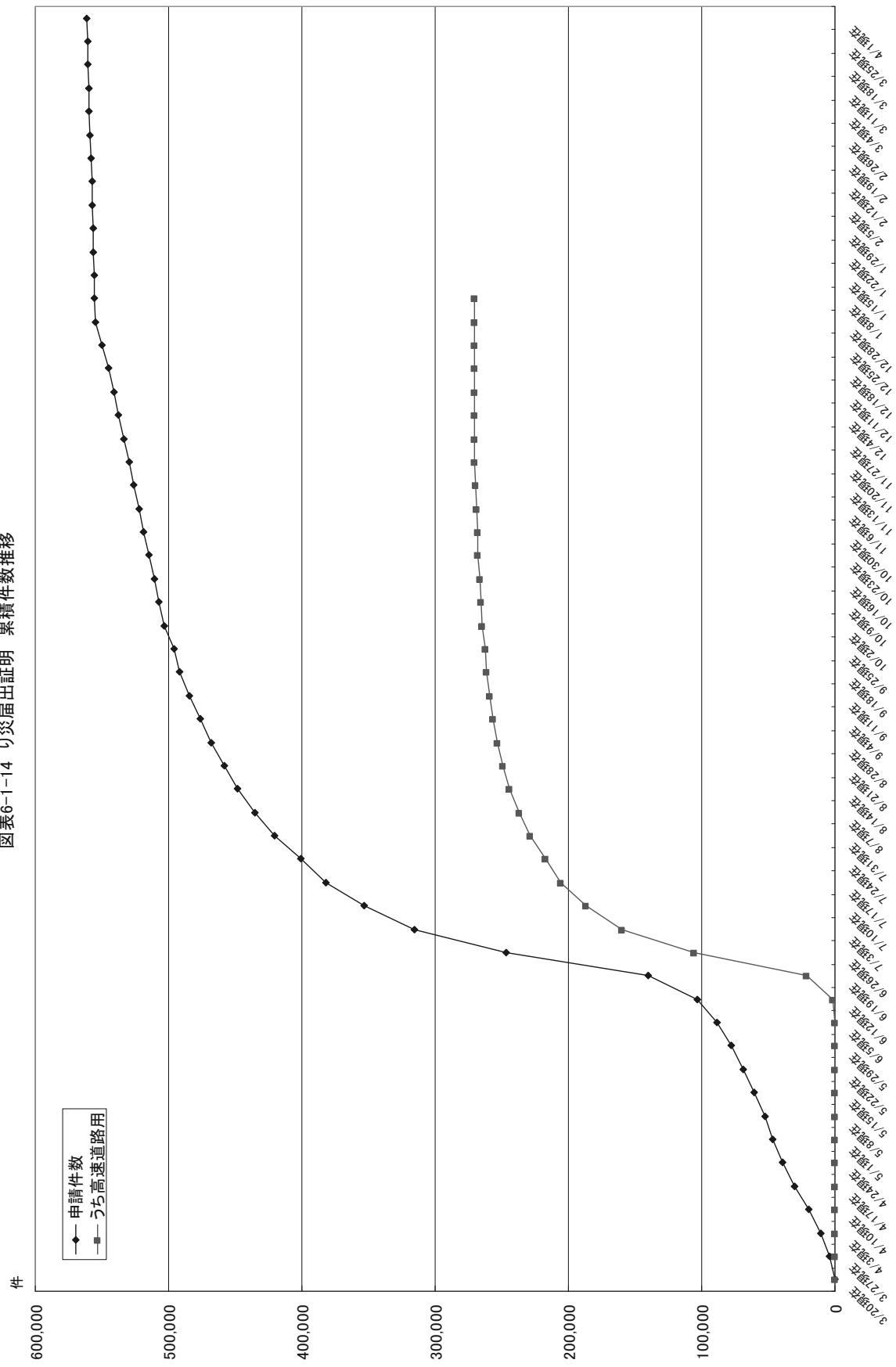
図表 6-1-12 累積の申請件数等の推移

	り災証明			り災届出証明	
	申請件数	調査件数	処理件数	申請件数	うち高速道路用
3/20現在	234	0	0	341	-
3/27現在	3,099	0	0	3,820	-
4/3現在	8,826	0	0	10,496	-
4/10現在	17,261	0	233	20,017	-
4/17現在	26,343	2,274	1,884	30,306	-
4/24現在	33,878	4,116	3,938	39,056	-
5/1現在	40,411	6,198	6,143	46,860	-
5/8現在	45,267	11,949	8,465	52,326	-
5/15現在	52,858	25,255	13,809	60,619	-
5/22現在	60,377	32,021	23,141	69,036	-
5/29現在	68,491	38,739	30,688	78,032	-
6/5現在	77,692	46,697	40,305	88,399	-
6/12現在	89,668	53,674	48,383	103,379	1,788
6/19現在	105,786	65,135	56,562	140,563	21,220
6/26現在	124,727	71,834	64,996	246,622	105,475
7/3現在	138,313	79,192	73,299	315,696	159,571
7/10現在	147,624	88,376	82,948	353,669	187,184
7/17現在	155,733	100,404	93,008	381,643	205,998
7/24現在	162,634	109,353	101,395	400,713	217,491
7/31現在	169,978	119,366	111,546	420,123	228,721
8/7現在	176,186	126,698	122,022	434,930	236,610
8/14現在	181,295	136,937	134,329	448,198	244,171
8/21現在	185,971	146,421	143,219	458,101	249,031
8/28現在	191,483	156,301	152,305	468,161	253,004
9/4現在	196,062	165,466	160,807	476,492	256,199
9/11現在	200,647	173,611	169,625	484,281	258,745
9/18現在	204,934	183,222	177,317	491,550	261,164
9/25現在	207,184	187,352	182,356	495,584	262,538
10/2現在	211,862	194,879	190,302	503,063	264,726
10/9現在	213,793	201,475	197,163	507,047	265,938
10/16現在	215,730	204,947	202,093	510,710	266,765
10/23現在	218,083	209,525	207,434	514,686	267,657
10/30現在	220,783	214,055	211,801	518,874	268,357
11/6現在	222,858	217,128	214,825	522,370	269,061
11/13現在	225,537	220,118	218,409	526,281	269,661
11/20現在	227,748	222,671	221,014	529,706	270,206
11/27現在	230,263	225,215	223,759	533,635	270,628
12/4現在	233,248	228,155	226,774	537,488	270,778
12/11現在	235,833	230,222	228,754	541,313	270,778
12/18現在	238,981	232,962	231,226	545,347	270,778
12/25現在	242,029	235,814	233,515	550,122	270,778
12/28現在	245,619	237,537	235,339	554,770	270,778
1/8現在	247,722	239,286	237,332	555,649	270,778
1/15現在	248,009	241,459	239,604	555,947	
1/22現在	248,444	244,239	243,276	556,430	
1/29現在	248,635	246,580	246,060	556,822	
2/5現在	248,763	247,352	247,101	557,241	
2/12現在	249,240	248,634	247,903	557,770	
2/19現在	249,876	249,345	248,937	558,416	
2/26現在	250,493	249,965	249,639	559,044	
3/4現在	251,018	250,703	250,174	559,605	
3/11現在	251,515	251,177	250,784	560,150	
3/18現在	251,976	251,710	251,377	560,641	
3/25現在	252,324	252,071	251,749	561,013	
4/1現在	252,775	252,518	252,224	561,484	

図表6-1-13 被災証明 累積件数推移



図表6-1-14 り災届出証明 累積件数推移



#### 4. 総括

り災証明は地方自治法第二条に定める自治事務として、地方自治体が行うものとなっており、内閣府指針等に基づき、被災した建物の建物被害認定調査と被害程度区分の判定を行うこととされている。現時点では、り災証明に関する法制化がなされていないこともあり、結果的に自治体間での取扱いにもばらつきが生じる部分もあったため、被災者間での不公平感をもたらすケースもあった。各種の国等の支援制度がり災証明に基づき給付されることに鑑みれば、調査票の簡素化や不服への対応のための制度設計などについて、法制度上の適切な整理が必要である。

また、今回の震災においては、被災を証明する書面の提示により東北地方を発着とする高速道路の無料開放措置が6月に開始され、本市としても高速道路無料化に対応する専用体制を別途整備するなど、人員や機材等の強化を図り対応したが、12月には完全無料化され、り災証明提示が必要ではなくなった。この取扱いをはじめから実施していれば被災自治体に大幅な業務負担が生じなかったことになり、また、被災者にとってもしなくともよい手続きや負担を強いることは無かったと言える。震災時においては、今回の反省を踏まえ、制度設計における工夫などにより被災者に極力、負担を強いることのないよう、国の一貫した配慮とそれを反映したガイドライン等が望まれる。

一方、本市内部の問題として、人員体制については、初期対応が収束した段階で比較的手すきになる業務分担（物資輸送等）を担当した各課がり災証明業務をはじめ繁忙な業務が残っているにもかかわらず、早々に通常本来業務に戻ってしまうなど、時間的・人員的ボリューム配分のアンバランスが目立った。平常時からり災証明書発行業務に従事する職員をあらかじめ割り当てておき、事前に建物被害認定調査の研修

やり災証明書発行業務の知識を蓄えておく必要がある。

また、被災された方がり災証明書の申請を行うにあたっては、各区役所・総合支所の窓口が最も利便性があり、現実的であることから、現在のネットワーク化されていないパソコンでの処理から、住民基本台帳のデータと連携した情報システムを整備し、さらに、り災証明書の判定結果を活用して行う被災者支援制度のための情報システムとも連携することにより、業務のより一層の効率化を図り、迅速なり災証明書発行を推進する必要がある。このことにより、り災証明書の判定結果を活用して行う被災者支援制度の担当課も情報を共有化することができることになり、各種支援制度においても迅速な対応が可能となる。

さらに、建物被害認定調査において、木造等の戸建住宅については建築に関する知識がなくとも、研修を行うことで十分調査・判定ができたが、比較的大規模な非木造の建物については、建築の知識を有する職員でないと対応に苦慮するケースが散見された。非木造建物の調査・判定には、建築士の資格を有する本市職員による調査・判定の実施や民間の建築に関する団体に調査に関する協力についての協定の締結を検討する必要がある。

マンション等の集合住宅については、一棟の被害程度を各住戸共通の被害として判定する原則がある一方で、各住戸ごとに被害の程度が異なる場合には、それぞれに異なる判定を行うこととされている。

したがって、共用部分と専有部分との調査結果の違いについて、整合性のとれた被害判定かどうかの確認を十分に行う必要がある。迅速性が求められるり災証明発行業務において、集合住宅の特性に合った調査手法の改善について、被災自治体同士で意見交換しながら取り組むほか、国等にも必要に応じて働きかけを行っていく必要がある。

る。

複数の申請者が同じ建物に居住しており、個々の申請に基づく調査をその都度行うのは、非効率的な一面がある。管理組合や管理会社等の協力を得た、合理的な申請手続きの工夫も検討すべきである。



## 第2節 災害給付等

### 1. 災害により死亡した方の遺族への支援

#### (1) 災害弔慰金

##### ■制度概要：

- ・根拠規定：災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・対象者：災害により死亡した仙台市民の方の遺族  
支給の範囲、順位は次のとおり。

支給順位	対象者	
1	死亡した方によって主として生計を維持されていた	配偶者
2		子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6	上記以外	配偶者
7		子
8		父母
9		孫
10		祖父母
11	死亡した方によって主として生計を維持されていた	兄弟姉妹
12	上記以外	兄弟姉妹

※順位 11、12 の兄弟姉妹は死亡した方の死亡当時、その方と同居していた方、または生計を同じくしていた方に限る。

※「主として生計を維持されていた」場合とは、いわゆる被扶養者であり、所得税法にいう控除対象配偶者および扶養親族をいう。

- ・内容：震災により死亡された方の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。
  - ①生計維持者が死亡した場合：500 万円
  - ②その他の方が死亡した場合：250 万円
- ※当該死亡に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合、災害弔慰金は支給されない。
- ・備考：4 月 20 日に本市は、「災害弔慰金の支給等に関する規則」を改正し、従来までは本市の区域外で死亡した仙

台市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させることとしていたものを「ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。」という一文を入れることで省略可能とした。

今回の震災では、被災日当日に亡くなった方のほか、その後亡くなった「震災関連死」の方々も多い。「震災関連死」の方々への弔慰金の支給にあたっては、国から参考として情報提供を受けた「関連死認定基準（例）」を基に認定基準を策定し、医師等の専門家による「支給要件判定委員会」で支給の可否の判定を行っている。

- ・負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4

■申請期間：4 月 1 日～

■実績（平成 24 年 3 月 31 日現在）：

申請件数 941 件、決定済件数 905 件（うち支給済 885 件、不支給 20 件）、支給済額約 28 億円

#### (2) 日本財団による弔慰金

##### ■制度概要：

- ・根拠規定：なし
- ・対象者：震災で死亡した方の遺族・行方不明者の家族の代表者（原則 1 親等）
- ・内容：死者、行方不明者 1 人あたり 5 万円の弔慰金（見舞金）を遺族（家族）の代表者に支給する。
- ・備考：受付けを含めた全ての手続きを日本財団が実施した。
- ・負担割合：民間 10/10

■申請期間：本市においては、5 月 20 日から 5 月 23 日の 4 日間。なお、この日程で申請できなかった方については、平成 24 年 3 月 30 日までコールセンターで対応した。

■実績（5 月の現地支給）：

支給人数 430 人、支給金額 2,150 万円

### (3) 埋火葬費用

#### ■制度概要：

- ・根拠規定：災害救助法
  - ・対象者：
    - ア 震災により死亡した仙台市民の方の遺族
    - イ 震災混乱期（3月11日～4月30日）に火葬された仙台市民の方で、火葬に支障を来たした場合（震災に関係なく震災当時に火葬を予定されていた方で、震災の影響により遺体を一時保管したり、仙台市葛岡斎場以外の火葬場を利用することになった方）
  - ※遺族がいない場合は埋火葬費用を負担した方（生活保護法による葬祭扶助を受けて埋火葬を行った場合は除く）
  - ・内容：災害救助法の規定により現物給付を原則としている埋火葬費等について、県との調整により、上記のア、イのそれぞれの対象者に対し、遺族が負担した次の経費の支弁を決定した。（葬儀に係る式典等の費用は対象外）
    - ア 一般埋火葬費上限：201,000円（12歳以上）、  
160,800円（12歳未満）
- 対象経費：
- ①火葬費（火葬場使用料がすでに免除されている場合はその費用を差し引く。葛岡斎場の場合は6歳以上9,000円、6歳未満4,500円）
  - ②棺および付属品（棺掛、布団、仏衣、納体袋、花束等含む）
  - ③骨箱および骨壺一式
- ※②、③については、遺体安置所において県が支給したものを使用した場合は、その費用(94,320円)を差し引く。
- ④遺体搬送費用（葛岡斎場利用者）
- イ 一般埋火葬費以外の経費
- ①市外火葬場への遺体搬送費用

実費額相当分を給付する（葛岡斎場以外の火葬場を利用した方に限る）。

②遺体の納棺、長期保管等にかかった費用

納棺費用（清拭、化粧等の費用を含む）および遺体の保管費用（葬祭業者が行ったご遺体の保管およびドライアイス等の経費）について、実費額相当分を給付する。

- ・備考：震災の影響により葛岡斎場での火葬予約が増大し、長いときで火葬までに2週間ほどかかるなど、遺体の長期保管等を余儀なくされた遺族が多かったため、これらの経費も災害救助法が適用され給付対象とされた。
- ・負担割合：被災県の標準税収入に対する災害救助費の割合に応じ、国が50/100～90/100を負担し、残りを都道府県が負担する。ただし、残る地方負担分については、災害対策債（充当率100%、交付税措置95%）により対処される。

■申請期間：5月23日～12月28日

■実績（ア、イの計）：給付件数1,614件、  
給付金額267,856千円

## 2. 負傷や疾病により障害が残った方への支援

### (1) 災害障害見舞金

#### ■制度概要：

- ・根拠規定：災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・対象者：震災により両眼が失明した方、咀嚼および言語の機能を廃した方、神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方、両上肢をひじ関節以上で失った方、両上肢の用を全廃した方、両下肢をひざ関節以上で失った方、両下肢の用を全廃した方、精神ま

たは身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる仙台市民の方

- ・内容：震災により負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合に、災害障害見舞金を支給する。

(1) 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円

(2) その他の方が重度の障害を受けた場合：125万円

※既に災害障害見舞金を支給されていた方が、当該災害が原因で死亡した場合の災害弔慰金の額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いた額とする。その他、災害障害見舞金の支給方法、支給を不相当とする場合などの考え方は、災害弔慰金の場合と同様である。

- ・備考：4月20日に本市は、「災害弔慰金の支給等に関する規則」を改正し、本市の区域外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となった仙台市民に対し、負傷し、または疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を発行させることとしていたものを「ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。」という一文を入れることで省略可能とした。

- ・負担割合：国 1/2、県 1/4、市 1/4

■申請期間：4月1日～

■実績（平成24年3月31日現在）：

申請件数8件、支給済件数0件、支給済額0万円

※災害障害見舞金は、災害弔慰金と同様に専門家の意見を聴いた上で支給の認定を行っているが、当初は災害弔慰金の申請が多く、災害障害見舞金の認定に時間がかかったことや、申請者が判定に必要な書類を整えるのに時間を要したことから支給開始が平成24年度になった。

### 3. 当面の生活資金や生活再建の資金支援

#### (1) 被災者生活再建支援金

■制度概要：

- ・根拠規定：被災者生活再建支援法
- ・対象者：市内に居住する世帯で、震災により、住宅が全壊または大規模半壊した世帯、半壊で住宅をやむを得ず解体した世帯、敷地に被害が生じその住宅をやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯として認定された世帯

※支援金の申請者は、被災世帯の世帯主とする。

- ・内容：震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）に対し、住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」の2つの支援金を支給し、生活の再建を支援する。

なお、住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱う。

また、加算支援金の「賃借」については、公営住宅や応急仮設住宅への入居は除く。

基礎支援金と加算支援金を同時に申請する必要はなく、最初に基礎支援金の申請を行い、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができる。

なお、加算支援金について、「賃借」50万円で申請・受給した後に、申請期間内に「建設・購入」を行う場合は、2回目の申請を行うことができる。

その場合、支給額は「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となる（2回目に「補修」で申請する場合も同様）。

図表 6-2-1 被災者生活再建支援金の支給額一覧

区分		A 基礎支援金 住宅の被害程度	B 加算支援金 住宅の再建方法		計 A + B
複数世帯 (世帯の 構成員が 複数)	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
単数世帯 (世帯の 構成員が 単数)	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊 世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：国 4/5、県 1/5（東日本大震災の特別措置による割合）

■東日本大震災に係る緩和措置等：

(1) 対象者の拡大

平成 23 年 4 月 12 日付け内閣府通知「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」で「長期避難世帯」の解釈を示し、住宅浸水率がおおむね 100%である地域や、100%に満たない場合でも津波により社会的インフラストラクチャーが失われ居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる地域も含むこととした。

(2) 手続きの簡素化

平成 23 年 4 月 12 日付け内閣府通知「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」により、被災者生活再建支援金の支給に関して、長期避難世帯に当たるか否かの判断を行うには、個別の世帯ごとの調査は不要とするとともに、津波浸水区域におけるサンプル調査により区域内の住宅全てを全壊と判定することも可能とした。

また、平成 23 年 4 月 20 日付け内閣府通知「東日本大震災に係る被災者生活再

建支援金の支給手続の簡素化について」により、次の①～④について特例を認めた。

- ①住民票の発行が困難な場合は、市町村が発行した「当該被災世帯に属する者の数を証する書面」に代えられること（外国人も同様）
- ②「当該被災世帯に属する者の数を証する書面」については、受付側が支給申請書にその旨を記載することで代えられること（外国人も同様）
- ③預金通帳を紛失した場合は、申請者からの申告により代えられること
- ④本人確認書類を全て紛失した場合は、本人確認書類が整うまでの暫定措置として、当分の間、金融機関は被災者の申告により本人確認できること（「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」を改正）

(3) 地方自治体の負担割合の軽減

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第五条の二により、3月11日に遡って国の負担割合を2分の1から5分の4に変更することとした。

(4) 申請期間の延長

平成 23 年 11 月 30 日付け内閣府通知「東日本大震災に係る被災者生活再建

支援金の申請期間の延長について」により、4年を超えない範囲で申請期間を延長できることとし、また、再延長については、1年を超えない範囲の期間を繰り返し設定できることとした。これは、住宅の高台移転やかさ上げなどの造成工事に時間を要することに配慮した措置である。

■申請期間：

(基礎支援金) 4月1日～平成25年4月10日(災害があった日から25カ月)

(加算支援金) 4月1日～平成30年4月10日(災害があった日から85カ月)

■実績(平成24年3月31日現在)：

申請件数62,952件、支給済件数59,327件、支給済率94.2%、支払済額507億6,225万円

## (2) 義援金

■制度概要：

- ・根拠規定：寄付のためなし
- ・対象者：被災時に市内に住所を有し、震災により死亡した方および行方不明となった方の遺族(災害弔慰金に準ずる)、ならびに全壊(焼)、大規模半壊・半壊(焼)の被害があった住家の世帯主など
- ・内容：震災の被災者のために、義援金受付団体(日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団)、県および本市に全国各地から寄せられた「善意のお金」を「お見舞金」として配分する。

義援金の配分は、義援金の受付団体の代表者等からなる義援金配分委員会で定める配分基準(配分対象、配分金額等)に基づき実施される。(詳細は第12章第2節を参照)

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：寄付のためなし

■申請期間：4月26日～

■実績(平成24年3月31日現在)：

4団体・県受入分は、配分が824億8,760万円(138,450件)、支給が736億4,895万円(120,076件)、市受入分は、受入れが10億3,863万円(2,273件)、支給が9億8,010万円(7,962件)

## (3) 災害援護資金貸付制度

■制度概要：

- ・根拠規定：災害弔慰金の支給等に関する法律、災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・対象者：災害により次に掲げる被害を受けた世帯のうち、所得の合計額が政令に定める額に満たない世帯の世帯主
  - (1)世帯主の療養に要する期間がおおむね1カ月以上の負傷
  - (2)住居または家財の政令で定める相当程度の損害
- ・内容：次の①～③に該当する場合、図表6-2-2に示した限度額内で貸付けを行う。
  - ①被災日(3月11日)現在で、市内に居住する世帯
  - ②療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷がある場合または住宅に半壊以上の損害を受けた場合もしくは家財のおおむね1/3以上の損害を受けた場合(住居については原則として自己所有が対象。ただし、賃貸住宅でも、住居の滅失・流失や、全壊で取り壊さざるを得ないなどの事情がある場合は対象となる。また、世帯主の負傷については、県内での震災による負傷が対象である。)
  - ③平成21年分の総所得額(市民税における総所得額)が図表6-2-3に定める額未満の世帯
- ・負担割合：国2/3、市町村1/3

図表 6-2-2 災害援護資金の貸付限度額一覧表

損害の種類・程度および貸付限度額	家財および住居に損害のない場合	家財のおおむね1/3以上が損害を受けた場合	住居が半壊・大規模半壊の場合	住居が全壊の場合	住居の全体が滅失・流失の場合
世帯主が療養期間がおおむね1カ月以上の負傷をした場合	150万円	250万円	270万円 (350万円)	350万円 (350万円)	350万円
世帯主におおむね1カ月以上の負傷がない場合	—	150万円	170万円 (250万円)	250万円 (350万円)	350万円

※被災した住居を建て直すにあたり、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合などの事情があるときは、( )内の金額が限度額となる。

図表 6-2-3 所得制限額一覧表

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人以上	住居が滅失・流失した場合は、世帯人数にかかわらず1,270万円
総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

■東日本大震災に係る緩和措置等：

(1)申請期間の延長

本市は、4月20日に「災害弔慰金の支給等に関する規則」を改正し、「借入申込書を被災の日の属する月の翌月一日から起算して三月を経過する日まで」提出させることとしていたものを、「ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。」という一文を入れることで、実質的に期日を延長可能とした。

さらには、5月11日にも同規則を改正し、東日本大震災の特例として、借入申込書の提出期限を「被災の日の属する月の翌月一日から起算して三月を経過する日まで」だったものを、「平成30年3月31日」までとし、申請期限を延長した。

(2)貸付要件の緩和

本市は、5月11日に「災害弔慰金の支給等に関する規則」を改正し、東日本大震災の特例として、保証人を立てない場合の借用書の提出について、保証人の連署や保証人の印鑑登録証明書の提出を不要とした。

また、平成23年5月25日付け社援総発0525第1号「東日本大震災に係る災害援護資金貸付の取扱いについて」により、自家用車の損害も法律第十条第1項第二号に規定する「家財の損害」に含まれ、自家用車の買換え・購入のための資金に災害援護資金を充てることは、同項に規定する被災者の「生活の建て直しのために資するため」に当たるという解釈が示された。

(3)返済条件の緩和

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第百三条により、返済条件等の緩和が認められたことを受け、本市は、5月11日に「災害弔慰金の支給等に関する規則」を改正し、東日本大震災の特例として、次の①～③の措置を定めた。

- ①償還期間を10年から13年へ、据置期間を3年から6年へ、市長が被害の程度その他の事情を勘案して定める据置期間を5年から8年へ延長すること。
- ②据置期間経過後の利率を年3%から

年 1.5%に下げ、保証人を立てる場合は年 0%とすること。

③保証人に関する規定は東日本大震災により著しい被害を受けた方については適用しないこととする。

・備考：り災証明を審査基準として使用

■申請期間：

4月18日～平成30年3月31日

■実績（平成24年3月31日現在）：

申請件数 11,599 件、貸付決定件数 11,022 件、貸付決定率 95.0%、貸付決定額 172 億 200 万円

**(4) 母子及び寡婦福祉資金貸付**

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：母子及び寡婦福祉法
- ・対象者：母子家庭の母親、父母のいない 20 歳未満の児童、配偶者のいない 40 歳以上の女性  
※資金の種類により対象者が異なる。
- ・内容：母子家庭や寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため、事業開始資金や生活資金、住宅資金等を無利子または低利子で貸し付ける。
- ・負担割合：国 2/3・指定都市 1/3

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：母子および寡婦福祉法施行令 第八条第 5 項、母子および寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の施行について（平成 5 年 4 月 1 日付け児発第 319 号）、母子および寡婦福祉法施行令第十九条第 1 項第一号
- ・対象者：住宅（借家を含む）が全半壊、全半焼、流失等の被災をした方、主たる生計維持者が重篤な疾病を負った、または業務を廃止・休止した、または失職した、または現在収入がない世帯に属する方
- ・内容：(1) 各種資金について貸付を受けていた方に関する取扱い  
①償還の猶予  
災害により支払期日に償還を行う

ことが著しく困難になった場合には、その支払いを猶予することができる。この場合、猶予期間中は無利子とする。

②違約金の減免

資金の償還にあたり滞納があったとき徴収される年 10.75%の違約金を減免することができる。

(2) 各種資金について貸付を受けようとする方に関する取扱い

①住宅資金の貸付限度額の引上げ

現に居住する住宅に、災害による住宅の半壊、全壊、半焼、全焼、土砂くずれ等の被害を受けたとき、住宅資金の貸付上限額を 150 万円から 200 万円に引き上げることができる。

②事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の償還据置期間の延長

流失、全壊、半壊、床上浸水等の被害を受けたとき、被災後 1 年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金および事業継続資金について、償還の据置期間を被災の程度に応じ 2 年を超えない範囲内で次表のとおり延長することができる。

貸付金の種類	被害の種類	被害の程度	据置期間の延長期間
事業開始資金	住宅または家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6カ月間
		30,000円以上	1年間
事業継続資金 および 住宅資金	住宅または家財の被害	15,000円以上 30,000円未満	6カ月間
		30,000円以上 45,000円未満	1年間
		45,000円以上	1年6カ月間

(3) 寡婦福祉資金の所得制限の特例  
寡婦の所得制限限度額の適用について、災害により生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情にある方に対し所得制限を適用しない。

・備考：り災証明を審査基準として使用

- ・負担割合：国 2/3・指定都市 1/3

■申請期間：

3月25日～平成24年2月29日

- 適用期間：3月11日～平成24年3月31日（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条による）

- 実績：償還の猶予 12 件（ほかの特例については実績なし）

### （5）独立行政法人福祉医療機構による年金担保貸付

■制度概要：

- ・根拠規定：独立行政法人福祉医療機構法
- ・対象者：厚生年金、国民年金、労働者災害補償保険等を受給している方
- ・内容：医療・介護、住居、冠婚葬祭等の支出のために一時的に小口の資金が必要な場合に、厚生年金、国民年金、労働者災害補償保険の年金を担保に融資を行う。

- ・東日本大震災に係る緩和措置等：

東日本大震災に係る災害救助法が適用された地域に居住する年金担保貸付の債務者で、同法適用日に貸付残高がある者について次のとおり返済を猶予する。

(1) 4月の返済に係る特例的な取扱い（申請不要）

- ・4月15日の返済を一律猶予し、6月15日からの回収とする。
- ・返済猶予期間中（4月16日～6月15日）の利息は無利子とする。

(2) 6月以降の返済猶予（要申請）

- ・借入申込みを行った金融機関を通して申請する。
- ・返済猶予期間は1年以内で借入者の希望期間（原則、年金支給による返済回数で連続6回以内）とし、返済期間は貸付実行日から起算して最長4年以内とする。
- ・返済猶予期間中の利率は約定利率と

する。

### （6）恩給・共済年金担保貸付

■制度概要：

- ・根拠規定：株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律
- ・対象者：恩給や共済年金、災害補償年金を受けている方
- ・内容：恩給、共済年金を担保に、1人につき250万円以内（ただし、恩給や共済年金の年額の3年分以内）で教育費や居住関係費、事業資金等を融資する。連帯保証人が1名以上必要で、恩給を担保とする場合は年利1.35%、共済年金を担保とする場合は年利2.35%で貸付を行う（利率は3月11日現在の数字を示す）。
- ・備考：本事業は、(株)日本政策金融公庫国民生活事業が実施している（平成25年1月に制度改正を実施）。

### （7）生活福祉資金貸付制度

■制度概要：

- ・根拠規定：平成22年8月6日付け厚生労働省発社援0806第2号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付について」、生活福祉資金貸付制度要綱
- ・対象者：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯
- ・内容：都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、対象者に対し、総合支援資金や福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金を無利子または低利子で貸し付ける。
- ・備考：緊急小口資金については、同節3（9）のとおり特例措置が設けられたため、本項では3（9）に記載する特例制度とは区別し、平常時と同様の運用のものを含むこととする。
- ・負担割合：民間10/10（補助金措置あり）

■実績（平成23年度）：

貸付件数 28 件（総合支援資金 5 件、



福祉資金 9 件、教育支援資金 14 件、不動産担保型生活資金 0 件)、貸付総額 1,683 万円

※他の給付・貸付制度が活用されたことにより、平成 22 年度と比較し、平成 23 年度は貸付件数・金額が大幅に減った。

※3(9)の緊急小口資金特例貸付を優先的に実施するため、3月11日から4月31日まで生活福祉資金貸付の受付を休止した。

### (8) 社会福祉資金貸付制度

#### ■制度概要：

- ・根拠規定：社会福祉法人仙台市社会福祉協議会社会福祉金・入学準備金貸付原資交付要綱
- ・対象者：本市に6カ月以上居住しており、資金の融資を他から受けることが困難な低所得世帯
- ・内容：仙台市社会福祉協議会が実施主体となって、低所得世帯に対し、災害・疾病・出産・その他緊急時の出費に必要な資金を無利子で貸し付ける。
- ・負担割合：民間 10/10 (補助金措置あり)

#### ■実績(平成 23 年度)：

貸付件数 1 件、貸付総額 13 万円

※他の給付・貸付制度が活用されたことにより、平成 22 年度と比較し、平成 23 年度は貸付件数・金額が大幅に減った。

※3(9)の緊急小口資金特例貸付を優先的に実施するため、3月11日から4月31日まで社会福祉資金貸付の受付を休止した。

### (9) 緊急小口資金特例貸付制度

#### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：社会福祉法第二条第2項第七号、生活福祉資金貸付制度要綱
- ・対象者：低所得世帯
- ・内容：対象者が緊急かつ一時的に生計の

維持が困難となった場合に、都道府県社会福祉協議会が実施主体となって、無利子で貸付けを行う。

- ・負担割合：民間 10/10 (補助金措置あり)

#### ■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：平成 23 年 3 月 11 日付け社援発 0311 第 3 号の厚生労働省通知「生活福祉資金貸付(福祉資金[緊急小口資金])の特例について」
- ・対象者：被災世帯(低所得世帯に限らない)
- ・内容：都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、対象世帯に 10 万円以内、据置期間は 1 年以内、償還期限は据置期間経過後 2 年以内で、連帯保証人は不要という条件で貸付けを行う。なお、世帯員の中に死亡者または要介護者がいる世帯、世帯員が 4 人以上いる世帯、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるときには、貸付額を 20 万円以内とする。

平常時の制度運用では、民生委員を窓口として申込みを行うが、手続きの簡素化措置として、民生委員の経由を省略可とした。また、借入申込書の記載事項は住所、氏名、生年月日、勤務先の名称および所在地等必要最小限とし、印鑑証明書の提出も後日で良く、本人確認も社会福祉協議会職員等による現認等でも良いこととした。

平成 23 年 3 月 18 日付け社援地発 0318 第 1 号の厚生労働省通知「生活福祉資金貸付(福祉資金[緊急小口資金])の特例に係る留意事項について」により東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下、「福島第一原発」という。)の事故による被災者も対象に追加されるとともに、本人確認の柔軟な対応と、県外避難者への避難先の都道府県社会福祉協議会による貸付けについて明記された。

- ・備考：平常時の制度は同節3（7）の一部に含まれる。
- ・負担割合：民間10/10（補助金措置あり）
- 申請期間：3月27日～3月31日（第1回）、4月9日～4月28日（第2回）
- 実績（本市内での申請受付分）：貸付件数22,765件、貸付総額3,094,055千円

**(10) 生活復興支援資金貸付制度**

■制度概要：

- ・根拠規定：社会福祉法第二条第2項第七号、生活福祉資金貸付制度要綱、平成23年5月2日付け社援発0502第3号「生活福祉資金貸付（福祉資金〔福祉費〕）の特例について」
- ・対象者：震災により被災し、「り災証明書」もしくは「り災届出証明書」の発行を受けている、市内に住居があるか、または居住して生活復興に向けた取り組みを行う低所得者世帯（被災したこ

とにより低所得世帯となった場合も含む)

- ・内容：本制度は生活福祉資金貸付制度のうち福祉費の特例措置として発災後新たに認められたものである。

都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、対象者に対し、生活福祉資金貸付制度で規定されている経費のほかに、東日本大震災により被災した世帯の生活の復興のために一時的に必要な経費を無利子または低利子で貸し付ける。詳細は図表6-2-4のとおり。

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：民間10/10（補助金措置あり）
- 申請期間：9月1日～
- 適用期間：5月2日～
- 実績（9月1日～平成24年3月31日）：貸付件数17件（一時生活支援費9件、生活再建費5件、住宅補修費3件）、貸付総額9,435千円

**図表 6-2-4 生活復興支援資金貸付制度の概要**

資金目的		貸付上限額	据置期間	利率	償還期間
一時生活支援費	生活の復興の際に必要な当面の生活費	(二人以上世帯) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内 貸付期間：6カ月以内※	最終貸付日から 2年以内	連帯保証人を立てる場合 無利子  立てない場合 年1.5%	措置期間 経過後20年以内
生活再建費	住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用	80万円以内	貸付日（一時生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日）から2年以内		
住宅補修費	住宅補修等に必要な費用	250万円以内			

※貸付申込時においてり災証明書または被災証明書の提出がない場合、貸付期間は3カ月以内

※総合支援資金の生活支援費の貸付けを受けている世帯については、詳細な規定あり

## 4. 就学等の支援

### (1) 教科書等の無償給付の特例

#### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
- ・対象者：国立・公立・私立の義務教育諸学校の児童生徒
- ・内容：文部科学大臣が採択した教科書について、対象者に無償で配布する。
- ・負担割合：国 10/10

#### ■東日本大震災における措置概要：

##### (1)教科書の給付について

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成 23 年 3 月 14 日付け 22 文科初第 1714 号文部科学副大臣通知）により、平常時の取扱いとしては 3 月 1 日以降に転学した児童生徒には 1 カ月間の教科書については給与しないこととしていたものを、被災した児童生徒が 3 月 11 日以降 4 月 1 日までの間に転学した場合も教科書等を給与することが可能とされたが、本市においては、発災以降、新学期が始まるまで小・中学校が再開しなかったことから、本通知を適用し、教科書を給付することはなかった。

##### (2)通学用品の給付について

- ・根拠規定：災害救助法
- ・対象者：住宅の流失、全壊（全焼）、半壊（半焼）、または床上浸水により学用品を喪失または毀損した児童生徒（小学校、中学校、高等学校（定時制および通信制を含む）、中等教育学校、高等専門学校、専修学校、特別支援学校等）
- ・内容：対象者に対し、学校を通して通学用品を支給する。
- ・負担割合：被災県の標準税収入に対する災害救助費の割合に応じ、国が 50/100～90/100 を負担し、残りを県が負担す

る。ただし、残る地方負担分については、災害対策債（充当率 100%、交付税措置 95%）により対処される。

##### (3)文房具の給付について

文房具については、全国から寄せられた支援物資により、被災した小学校・中学校・高等学校等の児童生徒に必要な給付を行った。

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・申請期間：3 月 14 日～9 月 2 日
- ・実績（通学用品の給付）：
  - 支給人数 1,025 人（小学校 460 人、中学校 400 人、高等学校 165 人）、
  - 支給総額 4,909 千円（小学校 1,866 千円、中学校 2,251 千円、高等学校 792 千円）

### (2) 小・中学生の就学援助の特例

#### ■制度概要：

- ・根拠規定：就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、平成 23 年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金要綱、仙台市被災児童生徒就学援助事業実施要綱
- ・対象者：震災により被災し、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者（次の①～③）
  - ①主たる生計維持者が事業の本拠となる事務所、事業所等が震災により全壊、半壊、流失または床上浸水の被害を受け、事業の継続が困難となったり、勤務先が震災で被害を受けたことにより解雇や給与の削減等の取扱いを受けた場合で、かつ、同一住所に居住する全員および別居の単身赴任の方の年間総所得が、仙台市児童生徒就学援助要綱に定める所得制限を下回ることが見込まれる方
  - ②本人または同居の親族が所有しかつ居住する住宅が震災により全壊

半壊、流失、床上浸水のいずれかの被害を受け、この被害が原因で居住し続けることができなくなり、転居した（または転居する予定のある）方

③本人または同居の親族が所有する住宅に居住していたが、福島第一原発の事故により避難してきた方で、警戒区域または計画的避難区域内に居住していた方もしくは緊急時避難準備区域または屋内退避指示が出た区域に居住しており、市町村の判断により避難した方

・内容：東日本大震災により被災し、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助する。

・備考：

一部り災証明を判定基準として使用

・負担割合：国 10/10

■申請期間：7月から平成27年3月31日まで（予定）

■適用期間：4月1日から平成27年3月31日まで（予定）

■実績（平成23年度）：

支給人員（実数）841人（小学校547人、中学校294人）、

支給総額55,435千円（小学校28,740千円、中学校26,696千円）

### （3）児童扶養手当の特例措置

■平常時の制度概要：

・根拠規定：児童扶養手当法

・対象者：父または母と生計を同じくしていない18歳以下の児童の監護を行う父または母または養育者等

・内容：対象者の家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、都道府県知事、市長および福祉事務所を管理する町村長が対象者に手当を支給する。

・負担割合：国 1/3、都道府県（市、福祉事務所を管理する町村） 2/3

■東日本大震災における措置概要：

・根拠規定：児童扶養手当法第十二条第1項、児童扶養手当法施行令第五条、昭和36年厚生労働省告示第402号「児童扶養手当法施行令第五条に規定する主たる生業の維持に供するその他の財産」

・対象者：ひとり親の方で所得制限により児童扶養手当の給付が全部停止または減額されている方、支給要件に該当しながら未申請の方で震災により受給者、扶養義務者が所有する住家が全壊・大規模半壊・流失した方

・内容：対象者については、所得にかかわらず児童扶養手当を支給する。

また、通常は災害発生時、児童扶養手当法施行規則第三条の二第3項により、当該事由が生じた日から14日以内に児童扶養手当被災状況書を提出することが定められているが、「東北地方太平洋沖地震による被災者に対する児童扶養手当等の取扱いについて」（平成23年3月16日付け雇児福発0316第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）により、申請期限が社会通念上許容される範囲にまで緩和された。

通常は、父または母の生死が明らかでないことの判断が死亡の原因となるべき危機が去ってから3カ月経過が規準となっていたが、震災により両親が行方不明の場合の救済措置として、「災害により父または母の生死が明らかでない場合等の児童扶養手当の取扱いについて」（平成23年4月14日付け雇児福発0414第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）により、3カ月経過を待たずに随時申請を受理してよいこととされた。

・備考：り災証明を審査基準として使用

・負担割合：国 1/3、都道府県（市、福祉

事務所を管理する町村) 2/3

- 申請期間：3月11日～9月14日
- 適用期間：3月～平成24年7月分
- 実績（平成24年3月31日現在）：  
支給件数201件

#### （４）乳幼児医療費助成の所得制限の特例

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：仙台市乳幼児および心身障害者医療費の助成に関する規則
  - ・対象者：本市に居住している小学校就学前の子どもで、その保護者が勤務先の健康保険または仙台市国民健康保険に加入している方
  - ・内容：0歳から小学校就学前の子どもの入院、通院（調剤、訪問看護等も含む）に係る保険診療による自己負担相当額を全額助成する。
  - ・備考：12月に大幅に制度を変更し、平成24年1月から年齢要件の拡大と併せ一部負担金を導入する「子ども医療費助成制度」として実施している。
  - ・負担割合：市10/10（補助金措置あり）
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：仙台市乳幼児および心身障害者医療費の助成に関する規則第三条、第四条の二
  - ・対象者：所得制限により助成金の給付が全部停止になっている方、または、支給要件に該当しながら未申請の方で震災により保護者が居住する住家が全壊・大規模半壊・流失した方もしくは震災により保護者の収入が著しく減少すると見込まれる方
  - ・内容：対象者については、所得にかかわらず助成金を支給する。
  - ・負担割合：市10/10
- 申請期間：  
4月1日～平成24年9月28日
- 適用期間：申請月の1日から平成24年9月30日まで
- 実績：給付件数68件

#### （５）母子・父子家庭医療費助成の所得制限の特例

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則
  - ・対象者：本市に居住し、各種健康保険に加入している方のうち、ひとり親家庭の父または母または18歳以下の児童、両親のいない18歳以下の児童
  - ・内容：対象者に係る医療費のうち、保険診療による自己負担額で1,000円（入院の場合2,000円）を超える額を助成する。
  - ・負担割合：市10/10（補助金措置あり）
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則第三条第2項
  - ・対象者：所得制限により助成金の給付が全部停止になっている方、または、支給要件に該当しながら未申請の方で震災により保護者が居住する住家が全壊・大規模半壊・流失した方もしくは震災により保護者の収入が著しく減少すると見込まれる方
  - ・内容：対象者については、所得にかかわらず助成金を支給する。
  - ・備考：り災証明を審査基準として使用
  - ・負担割合：市10/10
- 申請期間：4月1日～平成24年9月28日
- 適用期間：申請月の1日から平成24年9月30日まで
- 実績：給付件数19件

#### （６）保育料の減免等

##### ①保育料の減免等

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：児童福祉法、  
仙台市児童福祉法施行細則
  - ・対象者：本市内に居住し、事情により保育が困難な家庭の生後4カ月頃から小学校就学前までの児童

- ・内容：保育所において保育を行い、児童の保護者の所得に応じて保育料を徴収する。
  - ・負担割合：保護者負担金、市 10/10  
(ただし、私立については国庫負担金あり)
- 東日本大震災における措置概要：
- (1) 3月分保育料の納期限の特例延長
- ・根拠規定：平成 23 年 4 月 1 日付け H23 子保保第 104 号子供未来局長決裁にて決定
  - ・対象者：市内保育所の全入所児童の保護者
  - ・内容：3月分保育料（私立保育所延長保育料を除く。）の納期限を同年 5 月 20 日に延長する。
  - ・申請期間：申請不要
- (2) 東日本大震災による保育料の特例減免
- ・根拠規定：仙台市児童福祉法施行細則第八条第 3 項、平成 23 年 4 月 1 日付け H23 子保保第 104 号子供未来局長決裁にて決定
  - ・対象者：市内保育所の全入所児童の保護者
  - ・内容：児童の自宅の被害状況および保育所における保育の実施状況に応じ、図表 6-2-5 のとおり、保育料を減免する。
  - ・備考：り災証明を審査基準として使用「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について（通知）」（平成 23 年 3 月 14 日付け 22 文科初第 1714 号文部科学副大臣通知）により、各地方公共団体の制度等を踏まえて保育料等に関し配慮するよう通知あり。
  - ・負担割合：宮城県子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業費補助金交付要綱による補助金（補助率 10/10）、補助金対象外部分 市負担
  - ・申請期間：4 月 1 日～平成 24 年 3 月 30 日（り災証明書の発行後 2 カ月間は申請を受け付ける）
  - ・適用期間：  
図表 6-2-5 の減免期間のとおり

図表 6-2-5 東日本大震災による保育料の特例減免

減免事由		減免割合	減免期間
全入所児童に係る平成23年3月分保育料の減免（申請手続不要）		20/100	平成23年3月分の1カ月
入所していた施設が損傷し、他の施設において代替保育を実施することとなった場合（申請手続不要）		20/100	平成23年4月以降代替保育を実施することとなった期間
火災、風水害、地震 その他災害により居住している家屋等が著しい損害を受けたとき	自己所有家屋が全焼、全壊および流失等の場合	全部	平成23年3月分から平成24年3月分までの13カ月
	自己所有家屋が半焼、大規模半壊および半壊等の場合	50/100	
	賃貸借契約等借家家屋が半焼、大規模半壊および半壊等以上の被害の場合	25/100	

(3) 保育料の既定減免

- ・ 根拠規定：各区の保育料減免事務取扱要領
- ・ 対象者：生活保護給付を受けている世帯の保護者、または、事業の倒産等により保護者の収入が著しく減少した世帯の保護者、または、保護者、配偶者、扶養親族等の入院治療により医療費

が収入の一定割合以上の世帯の保護者

- ・ 内容：減免事由により保育料の一部減免を図表 6-2-6 のとおり行う。
- ・ 負担割合：市 10/10
- ・ 申請期間：設定なし
- ・ 適用期間：図表 6-2-6 の減免期間のとおり

図表 6-2-6 保育料の既定減免

減免事由	減免割合	減免期間
月の途中で生活保護法の規定による扶助を受けたとき	全部	当該月分（翌月からA階層認定）
事業の倒産、疾病、失業（自己都合除く）等により、当該世帯の合計年間収入見込額が前年の合計収入額と比較して30%以上減少したとき	当該年の収入見込額に基づいた課税額により階層変更	申請の当月から6カ月を限度として減免事由の継続する期間
本人、配偶者または扶養親族で生計を一にするものが疾病により60日以上入院治療を要し、疾病者の医療費またはこれに準ずる諸経費（公的保険金により補てんされる部分を除く）の支払額の前2カ月分の月平均額が、当該世帯の前年の月平均収入額の30%以上であったとき	当該年の収入見込額に基づいた課税額により階層変更	申請の当月から6カ月を限度として減免事由の継続する期間

(4) 保育所が休所となった場合の保育料の減額

- ・ 根拠規定：平成 23 年 4 月 1 日付け H23 子保第 104 号子供未来局長決裁にて決定
- ・ 対象者：東日本大震災の影響により入所施設が休所となった児童
- ・ 内容：対象者に対し、規定の保育料から保育所の休所日数に応じて減額する。  
※当該月実開所日数が 25 日を超える場合は、25 日として算出する。  
減額後の保育料 = 減額前の保育料 × (当該月実開所日数 / 25 日)
- ・ 申請期間：申請不要
- ・ 適用期間：保育所の休所日数
- 実績（3 月から平成 24 年 3 月 31 日までの(1)～(4)の合計）：  
減免者数 1,862 名、減免額 238,995 千円

・ 根拠規定：仙台市児童福祉施設細則、仙台市保育所管理運営要綱、保育時間の延長に関する実施要領

- ・ 対象者：保護者の勤務時間、通勤時間等の事由により、規定される保育時間までに保護者の送迎が困難である児童
- ・ 内容：保育所において保育時間を延長して保育を行い、児童の保護者の所得に応じて延長保育料を徴収する。
- ・ 負担割合：(保護者) 市規定の利用料（公立）市 10/10（私立）保育対策等促進事業費補助金交付要綱による

■東日本大震災における措置概要：

- ・ 根拠規定：保育時間の延長に関する実施要領第八条第 2 項
- ・ 対象者：震災により家屋が流失、全壊（焼）、大規模半壊、半壊（焼）の被害を受けた利用児童、または、家族状況の変更により通常保育料の階層が変更になった利用児童
- ・ 内容：次表のとおり減免を行う。

②延長保育利用料の減免

■平常時の制度概要：

	減免区分	減免割合
家屋被害	住居としている自己所有家屋が全焼・全壊・流失の場合	100/100
	住居としている自己所有家屋が半焼・大規模半壊・半壊の場合	50/100
	住居としている賃借家屋が全焼・全壊・流失・半焼・大規模半壊・半壊以上の場合	25/100
階層の変更	地震により主たる生計維持者が死亡もしくは行方不明となったことにより、通常保育料における階層がA・B階層になった場合	100/100
	地震による事業の倒産、疾病、失業等により収入が著しく減少し、通常保育料における階層がA・B階層になった場合	100/100

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：(公立保育所) 4月1日～平成24年3月30日、  
(私立保育園(所))：4月1日～平成24年3月31日  
(いずれも、り災証明書の発行後2カ月間は申請を受け付ける)
- 適用期間：(1)3月分から平成24年3月分まで(平成24年度分についても継続実施)  
(2)A階層は減免開始月(A階層適用前月)から、B階層はB階層適用月から
- 実績(平成24年3月31日現在の(1)と(2)の合計)：減免児童数：380名、減免総額：6,147千円

### ③一時預かり・特定保育利用料の減免

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：児童福祉法第二十一条の九、仙台市一時預かり・特定保育事業実施要綱
  - ・対象者：本市内に居住し、原則として、保育所の入所の対象とならない健康な生後4カ月以上の就学前の児童
  - ・内容：(一時預かり保育)保護者の就労や就学、傷病、出産、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等の理由により、

家庭での保育が困難な児童に対し、日曜日、祝日、年末年始を除く午前7時から午後6時まで保育を実施する(利用限度あり)。

(特定保育)保護者の就労、職業訓練、就学などにより、月64時間以上家庭での保育が困難となる児童に対して保育を実施する。

- ・負担割合：(保護者)市規定の利用料(公立・私立)子育て支援交付金交付要綱および保育対策等促進事業費補助金交付要綱による

#### ■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：平成23年4月1日付けH23子保環第102号子供未来局長決裁にて決定
- ・対象者：震災により家屋が流失、全壊(焼)、大規模半壊、半壊(焼)の被害を受けた利用児童
- ・内容：次表のとおり減免を行う。

減免区分	減免割合
住居としている自己所有家屋が全焼・全壊・流失の場合	100/100
住居としている自己所有家屋が半焼・大規模半壊・半壊の場合	50/100
住居としている賃借家屋が半焼・大規模半壊・半壊以上の場合	25/100
児童を養育している保護者が死亡、行方不明の場合	50/100

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：4月1日から平成24年3月31日まで(り災証明書の発行後2カ月間は申請を受け付ける)
- 適用期間：(1)3月11日から平成24年3月31日まで(平成24年度分も継続実施)  
(2)事実発生日から平成24年3月31日まで(平成24年度分も継続実施)
- 実績(3月～平成24年3月)：減免者数420人(公立62名、私立358名)、減免総額10,556千円



#### ④休日保育料の減免

##### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：児童福祉法施行規則第十九条、仙台市私立保育所休日保育事業費補助金交付要綱
- ・対象者：本市内に居住する健康な就学前の児童
- ・内容：保護者が就労、傷病等により、日曜日・祝日などに保育を必要とする児童に対し、特定の保育所で日曜日、祝日、年末年始に保育を実施する。
- ・負担割合：(保護者)市規定の利用料(私立)保育対策等促進事業費補助金交付要綱による

##### ■東日本大震災における措置概要：

すべて「③一時預かり・特定保育利用料の減免」と同様

■申請期間：4月1日から平成24年3月31日まで(り災証明書の発行後2カ月間は申請を受け付ける)

■適用期間：3月11日から平成24年3月31日まで(平成24年度分も継続実施)

■実績(3月～平成24年3月)：

減免者数32人、減免総額326千円

#### ⑤せんだい保育室の保育料の減免

##### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：せんだい保育室事業実施要綱
- ・対象者：本市内に居住しており、就労等により家庭による保育が困難な児童
- ・内容：保育環境・保育内容・保育従事者等について、国の基準を上回る市独自の基準を定め、それらの基準を満たす施設として本市が認定した認可外保育施設(せんだい保育室)において、未就学前の児童の保育を行う。

・負担割合：市10/10

##### ■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：平成23年4月1日付けH23子保指第102号子供未来局長決裁にて決定
- ・対象者：震災により家屋が流失、全壊

(焼)、大規模半壊、半壊(焼)の被害を受けた利用児童、または、主たる生計維持者が死亡もしくは行方不明となった家庭の利用児童

- ・内容：基本保育料、延長保育料、一時保育料および休日保育料を次表のとおり減免する。なお、減免額は、(基本保育料－多子減免額－保育料負担軽減額)で求めた保育料に、減免区分に応じた減免割合を乗じて得た額である。

減免区分	減免割合
住居としている自己所有家屋が全焼・全壊・流失の場合	100/100
住居としている自己所有家屋が半焼・大規模半壊・半壊の場合	50/100
住居としている賃借家屋が半焼・大規模半壊・半壊以上の場合	25/100
児童を養育している保護者が死亡、行方不明の場合	50/100

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：市10/10(補助制度あり)

■申請期間：5月1日から平成24年3月31日まで(り災証明書の発行後2カ月間は申請を受け付ける)

■適用期間：4月1日から平成24年3月31日まで(平成24年度も継続実施)

■実績(平成23年度分)：基本保育料・延長保育料・休日保育料については、減免者数427人、減免総額71,508千円  
一時保育料については、減免者数26人、減免総額1,260千円

#### ⑥家庭保育福祉員の保育料の減免

##### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：児童福祉法、仙台市家庭保育福祉員事業実施要綱
- ・対象者：本市内に居住しており、保育所入所の対象となる生後8週間から2歳まで(3歳に達する年度末まで)の児童
- ・内容：保育士・保健師・助産師・看護師・幼稚園教諭のいずれかの資格がある

方、または子育ての経験がある方で、所定の研修を受講して本市が認定した家庭保育福祉員が福祉員の自宅等で対象児童の保育を行う。

- ・負担割合：国 1/3、市 2/3
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：平成 23 年 4 月 1 日付け H23 子保指第 102 号子供未来局長決裁にて決定
  - ・対象者：「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様
  - ・内容：基本保育料および延長保育料を減免する。なお、減免区分と減免割合は「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様。
  - ・備考：り災証明を審査基準として使用
  - ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：5 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（り災証明書の発行後 2 カ月間は申請を受け付ける）
- 適用期間：「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様
- 実績（平成 23 年度分）：基本保育料と延長保育料をあわせて、減免者数 25 人、減免総額 4,926 千円

#### ⑦幼稚園保育室の保育料の減免

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：仙台市幼稚園保育室事業実施要綱
  - ・対象者：本市内に居住しており、保護者の就労等により家庭による保育が困難な児童
  - ・内容：保護者が労働に従事したり、疾病にかかっているなどの理由により、家庭において保育することができない児童を、幼稚園の設置者が、当該幼稚園の余裕教室または併設施設に開設した保育室において保育を行う。
  - ・負担割合：市 10/10
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：平成 23 年 4 月 8 日付け H23

子子総第 149 号子供未来局長決裁にて決定

- ・対象者：「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様
- ・内容：基本保育料および延長保育料を減免する。なお、減免区分と減免割合は「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様。
- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：市 10/10（補助制度あり）
- 申請期間：「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様
- 適用期間：「⑤せんだい保育室の保育料の減免」と同様
- 実績（平成 23 年度分）：基本保育料と延長保育料をあわせて、減免者数 6 人、減免総額 973 千円

#### ⑧児童養護施設等徴収金の減免

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：児童福祉法、仙台市児童福祉法施行細則
  - ・対象者：児童福祉法に基づく助産施設、母子生活支援施設、里親、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を利用する児童
  - ・内容：施設を利用する児童の扶養義務者の所得に応じ、徴収金を課する。
  - ・負担割合：国 1/2、市 1/2
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：仙台市児童福祉法施行細則第八条第 3 項
  - ・対象者：震災により扶養義務者の居住する家屋が半壊以上の被害を受けた世帯。または、震災による倒産・解雇等により世帯の収入額が大幅に減少した世帯
  - ・内容：次表のとおり徴収金の減免を行う。

減免区分	減免割合
居住する家屋が半壊以上（全壊、全焼、大規模半壊、半焼および半壊）の場合	100%
被災による倒産・解雇等により、当該世帯の合計年間収入見込額が前年の合計収入額と比較して50%以下に減少したとき	

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：市 10/10（安心こども基金支援措置あり）
- 申請期間：設定なし
- 適用期間：3月から平成 24 年 3 月分まで（ただし、平成 24 年度も継続実施）
- 実績（3月～平成 24 年 3 月）：減免者数 123 件、減免総額 1,594 千円

## 5. 税金、保険料、公共料金等の減免等

### （1）市税の減免等

#### ①各種期限の延長等

- 東日本大震災における措置概要：
    - ・根拠規定：仙台市市税条例第五条、地方税法第十五条
    - ・対象者：市税納付対象者
    - ・内容：震災により、市税の申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）または納付もしくはは納入に関し、期限までにこれらの行為を行うことが困難であると判断し、各期日を延長するとともに、平成 23 年度分の市税の納期限を延長した。
- また、震災により被害を受け、納期限の延長によってもなお納期限までに市税を納めることが困難なときは、申請に基づき 1 年（最長で 2 年）以内の期間での分割納付としたり、納める時期を遅らせる措置をとった。（詳細は第 19 章 第 3 節を参照）

#### ②市税の軽減措置等

- 東日本大震災における措置概要：
  - (1) 市民税
    - ・根拠規定：地方税法附則第四十二・四十三條
    - ・内容：災害により住宅、家財（生活に必

要な資産に限る）、自家用車に損害を受けた方は、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除できる。

今回、震災により住宅または家財等に損害を受けた方については、平成 23 年度分または平成 24 年度分のいずれかの年度を選択して、雑損控除の適用を受けることができる。

なお、その年の所得金額から控除しきれない控除額は、翌年以後 5 年間に繰り越して、各年の所得金額から控除することができる（雑損控除の特例）。

#### (2) 固定資産税

- ・根拠規定：地方税法附則第五十五条
- ・内容：震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域として、平成 23 年度においては、本市が指定した区域（平成 23 年度課税免除区域）内に所在する土地および家屋について、固定資産税および都市計画税を免除した。

#### (3) 軽自動車税

- ・根拠規定：地方税法附則第五十七条
- ・内容：震災により滅失・損壊した自動車または軽自動車等の代わりに取得した軽自動車等について、平成 23 年度から平成 25 年度までの軽自動車税を非課税とする（被災した自動車または軽自動車等の代替として取得した軽自動車等に対する非課税措置）。

#### ③市税の減免

- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：仙台市市税条例第十一条、仙台市市税条例施行規則附則第 6 項、市税の減免に関する要綱
  - ・内容：次の(1)～(4)のとおり、減免等の措置を行う。（詳細は第 19 章 第 3 節を参照）
    - (1) 固定資産税・都市計画税の減免措置
      - ・内容：土地については、損害面積割合が全体の 2 割以上の割合、家屋については、価値が 2 割以上減じた場合

(り災証明で半壊以上の判定)、償却資産については、1品ごとの損害割合が2割以上の場合、その損害割合に応じて固定資産税・都市計画税の減免を行う。

- ・申請（申告）期間：7月11日から8月1日まで（ただし、入院・長期避難等やむを得ない事情があると認められる場合に限り、平成24年3月31日まで）  
※家屋については、り災証明の申請をした方の減免申請は不要
- ・実績（平成24年2月10日更正現在）：  
固定資産税 5,083,498千円、  
都市計画税 1,028,919千円

#### (2) 個人市民税の減免措置

- ・内容：合計所得金額が1,000万円以下で、住宅や家財に2割以上の損害（住宅の場合、半壊以上が目安）を受けた方、または居住する家屋がり災証明で半壊以上の判定を受けた方について、損害割合または被害の程度と所得金額に応じて個人市民税を減免する。
- ・申請（申告）受付期間：各納期の納期限まで
- ・実績（平成24年3月31日現在）：  
減免人員 85,224人、  
減免総額 3,385,645千円

#### (3) 法人市民税の減免措置

- ・内容：津波被害が甚大で固定資産税の課税が免除される区域内に事業所を有する法人、事務所等が全壊または大規模半壊の被害を受けた法人、資本（出資）金の1/2以上の損害を受けた法人について、法人市民税を減免する。
- ・申請（申告）受付期間：各事業年度に係る確定申告期限
- ・実績（平成24年3月31日現在）：  
減免件数 1,363件、  
減免総額 173,215千円

#### (4) 事業所税の減免措置

- ・内容：震災による事業所等の損壊またはやむを得ない事情により、当該事業所等での事業の全部または一部を継続して2週間以上休止した法人等、または、当該事業所等での事業を廃止した法人等について、事業所税を減免する。
- ・申請（申告）受付期間：各課税標準の算定期間に係る申告期限
- ・実績（平成24年3月31日現在）：  
減免件数 284件、  
減免総額 169,285千円

### (2) 県税の減免等

法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、軽油取引税などの県税についても、震災による事業所や住宅、家財等の被害状況、課税対象物の滅失・損壊状況に応じて減免や納税の猶予等の措置を行った。

### (3) 国税の減免等

所得税、法人税、相続税、贈与税、酒税、たばこ税、印紙税、登録免許税などの国税についても、震災による事業所や住宅、家財等の被害状況、課税対象物の滅失・損壊状況に応じて減免や納税の猶予等の措置を行うとともに、住宅や家財などに被害を受けた被災者が平成22年分にさかのぼって所得税の還付等を受けられる措置を講じた。

### (4) 国民健康保険料の減免等

#### ① 国民健康保険一部負担金等の免除

■ 平常時の制度概要：

- ・根拠規定：国民健康保険法
- ・対象者：保険医療機関等について療養の給付を受ける方のうち74歳以下の国民健康保険に加入する方
- ・内容：対象者は保険医療機関を受診したとき、次のとおり自己負担を行う。

対象		自己負担割合
義務教育就学前まで		2割
就学後～69歳		3割
70～74歳	現役並み	3割
	一般・低所得者	2割※

※平成 25 年 3 月 31 日までは特例措置により 1 割負担

・負担割合：国民健康保険法第 5 章のとおり

■東日本大震災における措置概要：

・根拠規定：仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則附則第 5 項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律、平成 23 年 5 月 2 日付け保発 0502 第 3 号保険局長通知、仙台市国民健康保険東日本大震災に係る一部負担金等免除に関する事務取扱要領

・対象者：主たる生計維持者の居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊の損害を負った方、主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った方、主たる生計維持者が行方不明となった方、主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した方、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方、福島第一原発の警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域から避難した方、特定避難勧奨地点から避難した方

・内容：保険医療機関を受診した際の一部負担金や入院時の食事療養費・生活療養費、柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、治療用装具等の自己負担額を全額免除する。

・備考：り災証明を審査基準として使用

「平成 23 年東北地方太平洋沖地震により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料および一部負担金の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 11 日付け事務連絡）により、国民健康保険法第四十四条、第七十七条、第八十一条の規定に基づき、被害状況

に応じて適切な措置をとることが求められた。

本市では、8月に「仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則」を改正し、附則に東日本大震災における特例の規定を追加した。

・負担割合：①福島第一原発事故に伴う一部負担金免除対象被保険者分

3月11日から平成25年2月28日までは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担

②それ以外の一部負担金免除対象被保険者分

3月11日から平成24年9月30日までは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担

■申請期間：平成 24 年 9 月 28 日まで（免除証明書の交付申請および還付申請）

■適用期間：被災した日から平成 24 年 9 月 30 日診療分まで（当該適用期間については、平成 24 年度にさらに延長となっている）

※ただし、福島第一原発事故により警戒区域等から本市に転入し加入した方は平成 25 年 2 月 28 日診療分まで（当該適用期間については、今後、延長となる可能性あり）

※ただし、柔道整復、はり・きゅう・あん摩・マッサージ、治療用装具等の療養費や、入院時の食事療養費・生活療養費（標準負担額）に係る自己負担額の免除については平成 24 年 2 月 29 日で終了

■実績（平成 24 年 3 月 31 日現在）：

免除対象者数 78,191 人

免除総額 4,554,671 千円

②国民健康保険料の減免

■平常時の制度概要：

・根拠規定：国民健康保険法、仙台市国民健康保険条例

・対象者：74 歳以下の国民健康保険に加入

- する者
- ・内容：国民健康保険制度の財源の一部とするため、対象者の所得状況等に応じて保険料を計算・賦課し、対象者の属する世帯の世帯主が、年金からの天引きまたは口座振替等により納付する。
  - ・負担割合：国民健康保険法第5章のとおり
- 東日本大震災における措置概要：
- ・根拠規定：国民健康保険法第七十七条、仙台市国民健康保険条例第二十条、仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則第九条および附則第4項、東日本大震災の被災者等に係る仙台市国民健康保険料減免取扱要綱
  - ・対象者：主たる生計維持者の居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊の損害を負った世帯、主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯、主たる生計維持者または主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯、主たる生計維持者が失業または事業等を廃止した世帯、主たる生計維持者の収入が一定以上減少が見込まれる世帯、福島第一原発の警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域から避難した世帯、特定避難勧奨地点から避難した世帯
  - ・内容：震災により被災した上記対象者に

対し、保険料の一部または全部を減免する。

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：①福島第一原発事故に伴う保険料減免対象世帯分

3月11日から平成25年4月1日までの間に納期限が設定されたものは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担

②それ以外の保険料減免対象世帯分

3月11日から平成24年9月相当分までは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担

- 申請期間：平成24年4月2日まで（ただし、り災証明書発行から2カ月間は申請を受け付ける）

※全壊、大規模半壊、半壊の場合、り災台帳を基に職権で減免を行ったため、市民については減免の決定通知が届かない場合に問合せを受け付けた。

- 適用期間：3月納期分から平成24年9月相当分まで

※ただし、福島第一原発事故により避難している場合は、平成25年4月1日までの間に納期限が設定されているもの

- 実績：減免世帯数 50,918 世帯、減免総額 3,972,153 千円

図表 6-2-7 国民健康保険料の減免

被害状況	免除割合
主たる生計維持者の居住する住宅の損害程度が半壊または大規模半壊	2分の1
主たる生計維持者の居住する住宅の損害程度が全壊（半壊・大規模半壊で住宅を解体した方を含む）	全額
主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った	全額
主たる生計維持者が行方不明となった	全額
主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが10分の3以上減少することが見込まれる	減少額に応じて
福島原発の警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域から避難した	全額
特定避難勧奨地点から避難した	全額
長期避難した（被災者生活再建支援法第二条第二号ハにより）	全額

## (5) 後期高齢者医療保険料の減免等

### ①後期高齢者医療保険一部負担金等の免除

#### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：  
高齢者の医療の確保に関する法律
- ・対象者：75 歳以上の方、または、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある方（後者については任意加入）
- ・内容：保険医療機関等を受診したとき、所得が現役並みの方は 3 割、それ以外の方は 1 割の自己負担を行う。
- ・負担割合：高齢者の医療の確保に関する法律第 4 節第 1 款のとおり

#### ■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：（一部負担金の免除）高齢者の医療の確保に関する法律第六十九条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、平成 23 年 5 月 2 日付け保発 0502 第 3 号保険局長通知、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する規則第八条および附則第 3 項（療養費・入院時生活療養費・食事療養費の免除）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、平成 23 年 5 月 2 日付け保発 0502 第 3 号保険局長通知
- ・対象者：住宅の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方、主たる生計維持者が死亡したり重篤な傷病を負った方、主たる生計維持者の行方が不明である方、主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方、主たる生計維持者が失職し現在収入がない方、福島第一原発事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域の指示の対象となっている方、特定避難勧奨地点に居住しているため避難をしている方
- ・内容：保険医療機関を受診した際の一部負担金や入院の際の食費・居住費、柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッ

サージ、治療用装具等の自己負担額を全額免除する。

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：①福島第一原発事故に伴う一部負担金免除対象被保険者分  
3 月 11 日から平成 25 年 2 月 28 日までは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担  
②それ以外の一部負担金免除対象被保険者分  
3 月 11 日から平成 24 年 9 月 30 日までは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担
- 申請期間：平成 24 年 9 月 28 日まで（免除証明書の交付申請）

- 適用期間：被災した日から平成 24 年 9 月 30 日診療分まで（当該適用期間については、平成 24 年度にさらに延長となっている）

※ただし、福島第一原発事故により警戒区域等から本市に転入し加入した方は平成 25 年 2 月 28 日診療分まで（当該適用期間については、今後、延長となる可能性あり）

※柔道整復、はり・きゅう・あん摩・マッサージ、治療用装具等の療養費や、入院時の食事療養費・生活療養費（標準負担額）に係る自己負担額の免除については平成 24 年 2 月 29 日診療分で終了

- 実績（平成 24 年 3 月 31 日現在）：  
免除件数 30,760 件、  
免除総額 2,200,784 千円

### ②後期高齢者医療保険料の減免

#### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：高齢者の医療の確保に関する法律、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
- ・対象者：75 歳以上の方、または、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある方（後者については任意加入）

- ・内容：後期高齢者医療制度の財源の一部とするため、被保険者個人単位で前年の所得等を基準として保険料を計算・賦課し、年金からの天引きまたは口座振替等により納付する。

- ・負担割合：国 4/6、県 1/6、市 1/6

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：高齢者の医療の確保に関する法律第百十一条、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第十八条、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する規則第十三条第1項第二号および附則第4項

- ・対象者：住宅の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方、主たる生計維持者が死亡したり重篤な傷病を負った方、主たる生計維持者の行方が不明である方、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年の収入より10分の3以上減少することが見込まれ、前年の所得が1,000万円以下の方、福島第一原発事故に伴い政府の避難指示、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域の指示の対象となっている方、特定避難勧奨地点に居住しているため避難をしている方

- ・内容：震災により被災した上記被保険者に対し、保険料の全額または半額を減免する。

- ・備考：り災証明を審査基準として使用

- ・負担割合：①福島第一原発事故に伴う保険料減免対象被保険者分

3月11日から平成25年4月1日までの間に納期限が設定されたものは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担

- ②それ以外の保険料減免対象被保険者分

3月11日から平成24年9月相当分までは全額国費（災害臨時特例補助金・特別調整交付金）で負担

- 申請期間：平成24年3月30日まで（ただし、り災証明書発行から2カ月間は申請を受け付け。その後さらに延長。）

- 適用期間：3月納期分から平成24年9月相当分まで

※ただし、福島第一原発事故により避難している場合は、平成25年4月1日までの間に納期限が設定されているものまで

- 実績（平成24年3月31日現在）：

減免件数 30,565 件、  
減免総額 1,235,009 千円

図表 6-2-8 後期高齢者医療保険料の減免

被害状況	免除割合
主たる生計維持者の居住する住宅の損害程度が半壊または大規模半壊	2分の1
主たる生計維持者の居住する住宅の損害程度が全壊（半壊・大規模半壊で住宅を解体した方を含む）	全額
主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った	全額
主たる生計維持者が行方不明となった	全額
主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが10分の3以上減少することが見込まれる	減少額に応じて
福島原発の警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域から避難した	全額
特定避難勧奨地点から避難した	全額
長期避難した（被災者生活再建支援法第二条第二号ハにより）	全額



## (6) 国民年金保険料の免除

免除者数 2,310 人

### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：国民年金法
- ・対象者：日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の方であって、被用者年金各法の被保険者や組合員、加入者、および、その収入により生計を維持する被扶養配偶者以外の方
- ・内容：原則、対象者は 20 歳から 60 歳まで保険料を納付し、65 歳から終身、期ごとに一定額の年金を受給する。
- ・負担割合：国民年金法第八十五条のとおり

### ■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：国民年金法第九十条第 1 項第五号、国民年金法施行規則第七十七条の七等
- ・対象者：被災に伴い住宅、家財、その他の財産について、おおむね 2 分の 1 以上の被害を受けた場合（保険等で補てんされる金額は、損害額から除く。）
- ・内容：国民年金保険料を全額免除する。
- ・備考：平成 23 年 3 月 13 日付け年発 0313 第 2 号「東北地方太平洋沖地震に係る社会保険料の納期限の延長等について」において、国民年金保険料の免除を行うよう通知された。
- ・負担割合：国民年金法第八十五条のとおり

- 申請期間：2 月分～6 月分については、3 月 13 日から 7 月 29 日まで  
7 月分～平成 24 年 6 月分については 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 29 日まで

### ■適用期間：

2 月分から平成 24 年 6 月分まで

※福島第一原発の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、3 月 11 日時点で住所を有していた方については、平成 24 年 7 月分以降も引き続き国民年金保険料を全額免除とする。

### ■実績（平成 24 年 3 月 31 日現在）：

## (7) 介護保険料の減免等

### ①介護保険サービス利用者負担額等の減免

#### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：介護保険法、仙台市介護保険条例、仙台市介護保険条例施行規則
- ・対象者：第 1 号被保険者（65 歳以上の方で介護が必要な方）、第 2 号被保険者（40 歳～64 歳の方のうち、医療保険加入者で加齢による病気などが原因で寝たきりなどになった方）
- ・内容：対象者が、訪問介護等の在宅サービス、特別養護老人ホーム等の施設サービス、認知症対応型通所介護等の地域密着型サービスを利用した場合、1 割の自己負担を行う。
- ・負担割合：介護保険法第 4 章のとおり

#### ■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：介護保険法第五十条および第六十条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十九条第 1 項および第九十条から第九十二条、仙台市介護保険条例施行規則附則第 4 項、東日本大震災に係る介護保険サービス利用者負担額等の特例措置に関する要綱
- ・対象者：本人または生計維持者が居住する住宅もしくは介護保険施設が震災により半壊以上の損害を受けた方、被災者生活再建支援法の適用地域（長期避難世帯の指定区域）に住んでいた方、生計維持者の死亡・行方不明、心身への重大な障害、長期間の入院や事業の休廃止や失職による収入の著しい減少があった方、福島第一原発事故に伴い、政府の避難指示（警戒区域）、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方、特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- ・内容：介護保険サービス利用者負担額の

全額を免除し、また、介護保険施設等における食費・居住費の基準費用額分までを減免する。

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：①福島第一原発事故に伴う利用者負担額免除対象被保険者分

3月11日から平成25年2月28日までは全額国費（災害臨時特例補助金）で負担

②それ以外の利用者負担額免除対象被保険者分

3月11日から平成24年2月29日までは全額国費（災害臨時特例補助金）

平成24年3月1日から平成24年9月30日までは平常時の負担割合（ただし、第一号被保険者保険料負担分については全額国費（特例特別調整交付金））で負担

③介護保険施設等における食費・居住費減免対象被保険者分

3月11日から平成24年2月29日までは全額国費（災害臨時特例補助金）で負担

- 申請期間：平成24年4月2日まで（ただし、り災証明書発行から2カ月間は申請を受け付ける）

- 適用期間：3月利用分～平成24年9月利用分（当該適用期間については、平成24年度にさらに延長となっている）

※福島第一原発事故による警戒区域等の方の免除期間は平成25年2月利用分まで（当該適用期間については、今後、延長となる可能性あり）

※食費・居住費の減免期間は平成24年2月利用分まで

- 実績（平成24年3月31日時点）：  
減免者数 10,459人（※本市の要介護認定者総数の約3分の1にあたる）、  
減免総額 2,017,007千円

## ②介護保険料の減免

### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：介護保険法、仙台市介護保険条例、仙台市介護保険条例施行規則
- ・対象者：本市に住所を有する65歳以上の方
- ・内容：対象者が納付する介護保険料を財源の一部として、要介護者および要支援者に介護サービスを提供する。
- ・負担割合：介護保険法第8章のとおり

### ■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：介護保険法第百四十二条、仙台市介護保険条例第十一条、仙台市介護保険条例施行規則附則第5項、東日本大震災に係る介護保険料の減免に関する要綱
- ・対象者：本人または生計維持者が居住する住宅もしくは介護保険施設が震災により半壊以上の損害を受けた方、被災者生活再建支援法の適用地域（長期避難世帯の指定区域）に住んでいた方、生計維持者の死亡・行方不明、心身への重大な障害、長期間の入院や事業の休廃止や失職による収入の著しい減少があった方、福島第一原発事故に伴い、政府の避難指示（警戒区域）、計画的避難区域および旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方、特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方
- ・内容：図表6-2-9のとおり保険料の減免を行う。
- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：①福島第一原発事故に伴う保険料減免対象被保険者分

3月11日から平成25年3月31日相当分までは全額国費（災害臨時特例補助金）で負担

②それ以外の保険料減免対象被保険者分

3月11日から平成24年9月30日相当分までは全額国費（災害臨時特例

- 補助金・特例特別調整交付金)で負担
- 申請期間：平成24年4月2日まで  
(ただし、り災証明書発行から2カ月間は申請を受け付ける)  
なお、福島第一原発事故による警戒区域等から本市に転入した方は平成25年3月29日まで申請を受け付ける。
- 適用期間：3月納期分または2月特別徴収額の2分の1から平成24年9月相

- 当分まで  
※ただし、福島第一原発の事故により避難している場合は、平成25年3月相当分まで
- 実績（平成24年3月31日現在）：  
減免者数 48,099人、  
減免総額 1,537,597千円

図表 6-2-9 介護保険料の減免

被害状況	免除割合
主たる生計維持者の居住する住宅の損害程度が半壊または大規模半壊	2分の1
主たる生計維持者の居住する住宅の損害程度が全壊（半壊・大規模半壊で住宅を解体した方を含む）	全額
主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った	全額
主たる生計維持者が行方不明となった	全額
主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した	減少額に応じて
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない	減少額に応じて
福島原発の警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域から避難した	全額
特定避難勧奨地点から避難した	全額
長期避難した（被災者生活再建支援法第二条第二号ハにより）	全額

**(8) 市ガス料金等の特別措置**

- 平常時の制度概要：
- ・根拠規定：仙台市ガス供給条例
  - ・対象者：ガス使用者
  - ・内容：ガス料金は、納入通知書の発行の日の翌日から起算して20日を経過する日までに支払う場合は早収料金、その期間経過後に支払う場合は遅収料金（早収料金×103/100）をガス使用料として徴収する。ガス工事については、使用者宅内のガス工事を行う場合は、使用者の負担とする。
- 東日本大震災における措置概要：
- (1) ガス料金の早収期限および支払期限の延長
- ・根拠規定：ガス事業法第二十条ただし書き、仙台市ガス供給条例第三十二条
  - ・内容：早収期間経過後も早収料金を適用するとともに、支払期限を3月検針分は6カ月間、4月検針分は5カ月間、

5月検針分は4カ月間、6月検針分は3カ月間、7月検針分は2カ月間、8月検針分は1カ月間、それぞれ延長する。

- ・申請期間：申請不要
  - ・適用期間：3月～8月検針分
- (2) 使用できなかった月の基本料金の免除
- ・根拠規定：ガス事業法第二十条ただし書き、仙台市ガス供給条例第三十二条
  - ・内容：3月11日以降6カ月間を限度とし、ガスを利用できなかった月の基本料金を免除する。
  - ・申請期間：申請不要
  - ・適用期間：3月11日以降6カ月間が限度
- (3) 臨時のガス工事費の免除
- ・根拠規定：ガス事業法第二十条ただし書き、仙台市ガス供給条例第三十二条
  - ・内容：被災によりガスの使用ができなくなり、同じ場所で応急処置として行う

- ・臨時のガス工事費を免除する。
- ・負担割合：市 10/10
- ・申請期間：3月15日～8月31日まで
- ・適用期間：8月31日まで
- ・実績（平成24年3月31日現在）：  
免除件数 2,482 件

#### （9）水道料金・下水道使用料等の特別措置

##### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：仙台市水道事業給水条例、仙台市下水道条例
- ・対象者：水道契約者、下水道使用者
- ・内容：1カ月または2カ月に1回、水道および下水道の使用量に応じて、料金および使用料を徴収する。

##### ■東日本大震災における措置概要：

###### (1) 基本料金および使用料の減免

- ・根拠規定：（水道）仙台市水道事業給水条例第三十五条、（下水道）仙台市下水道条例第十一条の九
- ・内容：すべての水道契約者および下水道使用者を対象に、水道の基本料金および下水道の基本使用料相当額を減免する。

- ・負担割合：市 10/10
- ・申請期間：申請不要
- ・措置期間：3月分

###### (2) 納入通知書発送時期の延期

- ・根拠規定：（水道）平成23年3月24日付け水道事業管理者決定、（下水道）平成23年3月24日付け市長決定
- ・内容：すべての水道契約者および下水道使用者を対象に、発災後の3月22日から4月1日までの期間に発送予定だった納入通知書について、発送日を4月5日に延期するとともに、発送日にあわせて納期限を4月21日に延長する。

- ・申請期間：申請不要

###### (3) 料金および使用料の減免

- ・根拠規定：仙台市水道事業給水条例第三十五条

- ・内容：建物滅失等により水道の使用ができなくなった方を対象に、前回検針日から3月11日までの料金および使用料を免除する。

- ・負担割合：市 10/10
- ・申請期間：3月24日～
- ・措置期間：前回検針日から3月11日まで

###### (4) 漏水の減量

- ・根拠規定：仙台市水道事業給水条例第二十一条および第二十九条
- ・内容：宅地内および屋内において給水装置の破損により漏水が生じた方を対象に、過去の実績水量や断水期間などを考慮し、水量を減量して料金および使用料を計算する。

- ・負担割合：市 10/10
- ・申請期間：3月24日～
- ・措置期間：3月11日から5月31日までの間で検針を実施し、使用水量が判明した分
- ・実績：申請受付件数延べ7,024件、減量水量1,447,175 m<sup>3</sup>

###### (5) 下水道事業受益者負担金の猶予

- ・根拠規定：仙台市都市計画下水道事業受益者負担金条例第七条、仙台市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則第十二条
- ・内容：新たに下水道が整備された土地の所有者で、災害により損失を受け、負担金を納付することが困難になった方に対し、平成23年度分の下水道事業受益者負担金の徴収を猶予する。

- ・申請期間：設定なし
- ・措置期間：猶予期間1年以内（最長2年以内）
- ・実績：3件

#### （10）住民票の写し等交付手数料の免除

##### ■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：地方自治法、仙台市手数料条例

- ・対象者：住民票の写し、税証明書等を取  
得・閲覧等する方
- ・内容：対象者は証明書の種類により交付  
手数料等を納付する。
- ・負担割合：市 10/10

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：仙台市手数料条例第四条
- ・対象者：震災により被災した方で、各種  
証明書を取得・閲覧等する方
- ・内容：り災証明書またはり災届出証明書  
を窓口へ提出した方について、各種証  
明書の交付手数料を免除する。
- ・備考：り災証明を審査基準として使用

■申請期間：3月22日から平成24年3月  
30日まで

※仙台駅前サービスセンターのみ土  
曜日に開庁するため、平成24年3  
月31日（土曜日）まで

■適用期間：申請期間と同様

## 6. 離職後等の生活困難者への支援

### (1) 未払賃金立替払制度

■制度概要：

- ・根拠規定：  
賃金の支払の確保等に関する法律
- ・対象者：企業が倒産したために賃金が支  
払われないまま退職を余儀なくされ  
た労働者
- ・内容：対象者に対して、その未払賃金の  
8割を独立行政法人労働者健康福祉  
機構が事業主に代わって支払う。なお、  
立替払の金額は、退職時の年齢が45  
歳以上で296万円、30歳以上45歳未  
満で176万円、30歳未満で88万円の  
上限がある。
- ・備考：平成23年3月23日付け基発0323  
第3号「平成23年東北地方太平洋沖  
地震に伴う未払賃金の立替払事業の  
運営について」により、書類の簡略化  
と迅速な処理を行うよう通知された。

■申請期間：平常時の運用の範囲内での実  
施のため期間設定なし

### (2) 労災保険給付

■制度概要：

- ・根拠規定：労働者災害補償保険法
- ・対象者：業務災害または通勤災害により、  
負傷した労働者、疾病にかかった労働  
者、死亡した労働者の遺族等
- ・内容：対象者に対し、療養の給付、休業  
に伴う賃金の補償、死亡労働者の遺族  
に対する補償、死亡労働者の遺児に対  
する就学援護給付等を行う。
- ・備考：平成23年3月11日付け基労補発  
0311第9号「東北地方太平洋沖地震に  
伴う労災保険給付の請求に係る事務  
処理について」により、書類の簡略化  
を行うよう通知された。
- ・負担割合：国 10/10（事業者からの保険  
料を充当）

■請求受付期間：平常時の運用の範囲内  
での実施のため期間設定はない（た  
だし、時効により受給権が消滅する  
ことに注意を要する）

### (3) 雇用保険の失業等給付

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：雇用保険法
- ・対象者：失業してその所得の源泉を喪失  
した労働者、雇用の継続が困難とな  
る事由が生じた労働者および自ら職  
業に関する教育訓練を受けた労働者
- ・内容：対象者に対し、求職者給付、就職  
促進給付、教育訓練給付、雇用継続給  
付を給付する。
- ・負担割合：国 10/10（事業主・労働者か  
らの保険料および国庫負担金）

■東日本大震災における措置概要：

- ・内容：次の(1)～(4)を中心とした特例措  
置を適用した。

(1)災害救助法の指定地域にある事業所  
が、災害により事業を休止・廃止した  
ために、一時的に離職を余儀なくされ  
た方に対して、事業再開後の再雇用が  
予定されている場合であっても、失業

給付を受給できることとした。

(2) 事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方について、実際に離職していなくとも失業給付（雇用保険の基本手当）を受給することができることとした。

・根拠規定：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第二十五条

・適用期間：3月11日から平成24年9月30日まで

(3) 雇用保険の基本手当の給付日数の延長期間をさらに60日間延長する特例措置を講じた。

・根拠規定：東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条

(4) 特に雇用失業情勢が厳しく就職が困難な地域として、被災3県（岩手・宮城・福島）の沿岸地域等を指定し、指定地域に居住する求職者に対して、広域的な求職活動も視野に入れた求職活動を支援するために、給付日数90日分の再延長を措置した。

・根拠規定：雇用保険法第二十五条

・指定期間：10月1日から平成24年9月30日まで

#### (4) 生活保護

##### ■制度概要：

- ・根拠規定：生活保護法
- ・対象者：生活が困難になった方
- ・内容：厚生労働大臣の定める保護基準に基づき、年齢、世帯構成等によって、その世帯の最低生活費を計算し、これとその世帯の収入とを比較して、福祉事務所長が保護するかどうかを決定する。保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。
- ・負担割合（保護費）：国 3/4、県（市） 1/4

■申請期間：平常時の運用の範囲内での実施のため期間設定なし

■実績（平成23年度）：被保護実人員 16,710人、被保護世帯数 11,566世帯

※震災の影響による被保護実人員数や被保護世帯数の急増は見られない。

## 7. 障害者・高齢者への補助

### (1) 心身障害者医療費助成の所得制限の特例

#### ■平常時の制度概要：

・根拠規定：仙台市乳幼児および心身障害者医療費の助成に関する規則

・対象者：本市在住で勤務先の健康保険（各種健康保険組合、共済組合等）、または仙台市国民健康保険、宮城県後期高齢者医療保険に加入している方のうち次のアまたはイに該当する方が対象。

#### ア【県補助事業】

①身体障害者手帳1、2、3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害）の方

②特別児童扶養手当1級の方

③療育手帳Aを所持する方

④療育手帳Bを所持する方で、かつ知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方

#### イ【市単独事業】

65歳未満で次の条件に該当する方

⑤身体障害者手帳3級の方（ただし、①に該当する方を除く）

⑥特別児童扶養手当2級の方

⑦療育手帳Bを所持し、かつ、障害基礎年金などを受給している方

⑧知的障害者福祉法に定める職親のもとで指導を受けている方

・内容：対象者のうちアの方へ医療費の自己負担相当額の全額を、イの方へ医療費の自己負担相当額の2/3を助成する。

・負担割合：県補助事業 県 1/2 市 1/2  
市単独事業 市 10/10

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：仙台市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する規則第三条第2項、仙台市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する事務処理要領第三条の二、乳幼児医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における所得制限の特例に係るガイドライン（東北地方太平洋沖地震対応用）
- ・対象者：所得制限により助成対象外となっている方で、震災により主たる生計維持者や扶養義務者の住家が全壊・大規模半壊した方、または、震災により世帯の収入が著しく減少すると見込まれる方
- ・内容：対象者からの申立てにより、所得による制限をなくし、心身障害者医療費を助成する。
- ・備考：根拠規定は、規則改正により、平成24年1月より「仙台市中心身障害者医療費の助成に関する規則」となっている。（本節4.（4）を参照）
- ・負担割合：平常時と同様

■申請期間：4月1日～平成24年9月28日

■適用期間：4月1日から平成24年9月30日まで

■実績：減免人数4人（助成制度利用者総数の0.02%にあたる）

**（2）障害者交通費助成の所得制限の特例**

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：仙台市障害者交通費助成事業実施要綱
- ・負担割合：市10/10
- ・対象者：

○ふれあい乗車証

次の(1)～(3)に該当する方

- (1)身体障害者手帳を所持する方で、次に該当する方（対象部位が対象等級であることが必要）

級であることが必要)

ア身障手帳1級－障害部位に関係なく1障害1級である方

イ身障手帳2級－視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害者

ウ身障手帳3級－①下肢・体幹・移動機能障害者、②内部機能障害者のうち車いすを使用している方または在宅酸素療法を実施している方

エ身障手帳4級－下肢・体幹・移動・内部機能障害者のうち車いすを使用している方または在宅酸素療法を実施している方

(2)療育手帳を所持する方

(3)精神障害者保健福祉手帳を所持する方

※所得制限：利用する障害のある方本人の所得が一定額以下の方

○福祉タクシー利用券

次の(1)～(3)に該当する方

(1)身体障害者手帳を所持する方で、次に該当する方（対象部位が対象等級であることが必要）

ア身障手帳1級－視覚・上肢・下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方

イ身障手帳2級－視覚・下肢・体幹・移動・内部機能障害者

ウ身障手帳3・4級－下肢・体幹・移動・内部機能障害のある方のうち車いすを使用している方または在宅酸素療法を実施している方

(2)療育手帳Aを所持する方

(3)精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方

※所得制限：本人が20歳以上の場合は、利用する障害のある方本人の所得額が一定額以下の方

○自家用車燃料費助成券

福祉タクシー利用券の交付対象でかつ、次の①～③のいずれかの条件を満たす方

①障害のある方本人が所有する車を

本人が運転すること

- ②障害のある方本人が所有する車を同居の家族が運転すること
- ③同居の家族所有の車を同居の家族が運転する場合は、身体障害のある方のうち 18 歳未満の方、または、療育手帳 A をお持ちの方、または、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方

※施設入所者は対象から除く。

- ・内容：各障害者手帳を持ち、障害の等級・程度の要件に該当する方は、ふれあい乗車証、福祉タクシー利用券、自家用自動車燃料費助成券のいずれか 1 つを選んで利用できる。また、70 歳以上の方は、敬老乗車証と各障害者交通費助成からいずれか 1 つを選択して利用できる。なお、ふれあい乗車証も敬老乗車証も市営バス、宮城交通バス、地下鉄の市内区間を無料で利用できる乗車証であるが、交付条件や費用負担の面で異なる。

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：仙台市障害者交通費助成事業実施要綱第三条第 4 項（2）
- ・対象者：所得制限により助成対象とならない方のうち、震災により、次のいずれかに該当するようになった方
  - ①本人（福祉タクシー利用券または自家用自動車燃料費助成の申請者で、20 歳未満の方である場合はその保護者）の住宅・家財またはその財産について著しい損害を受けた場合
  - ②本人（福祉タクシー利用券または自家用自動車燃料費助成の申請者で、20 歳未満の方である場合はその保護者）が、長期入院したことなどにより、その方の収入が著しく減少した場合
  - ③本人（福祉タクシー利用券または自家用自動車燃料費助成の申請者で、20 歳未満の方である場合はその保

護者）が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業（自己都合退職は除く。）等により、著しく減少した場合

- ④本人（福祉タクシー利用券または自家用自動車燃料費助成の申請者で、20 歳未満の方である場合はその保護者）の収入が、干ばつ・冷害・凍霜害等による農作物の不作・不漁その他これに類する理由により、著しく減少した場合

- ・内容：申立てにより、交通費（ふれあい乗車証・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれか）を助成する。

・負担割合：市 10/10

■申請期間：3 月 24 日～平成 24 年 9 月 28 日

■適用期間：3 月 24 日～平成 24 年 9 月 30 日

■実績（平成 24 年 3 月 31 日現在）：

特例適用人数 9 人（助成制度利用者総数の約 0.03%にあたる）

（3）福祉タクシー利用券等の特例再交付

■平常時の制度概要：

- ・根拠規定：仙台市障害者交通費助成事業実施要綱
- ・対象者：（2）障害者交通費助成の所得制限の特例のうち、福祉タクシー利用券、自家用自動車燃料費助成券の要件と同様
- ・内容：福祉タクシー利用券は、年間助成額を 30,000 円とし、1 枚 500 円の利用券を 60 枚交付する。自家用自動車燃料費助成券は、年間助成額を 30,000 円とし、1 枚 1,000 円の利用券を 30 枚交付する。
- ・負担割合：市 10/10

■東日本大震災における措置概要：

- ・根拠規定：仙台市障害者交通費助成事業実施要綱第九条第 4 項



- ・対象者：震災により、福祉タクシー利用券または自家用車自動車燃料費助成券を紛失等した方
- ・内容：申立てにより、福祉タクシー利用券 15,000 円分（500 円券、30 枚）、自家用自動車燃料費助成券 15,000 円分（1,000 円券、15 枚）のいずれかを再交付する。
- ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：3月24日～9月28日
- 適用期間：3月24日～9月30日
- 実績（平成24年3月31日現在）：特例適用人数 89 人（利用券等交付者総数の約 0.3%にあたる）

#### （４）障害者福祉サービス利用者等負担金の減免

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：障害者自立支援法、児童福祉法
  - ・対象者：障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者のうち 18 歳以上の方）および障害児
  - ・内容：本市は、対象者に対し、居宅介護・短期入所・生活介護等の障害福祉サービス、移動支援等の地域生活支援、障害児施設支援に対する給付費を支給（助成）する。なお、対象者はサービス料の 1 割を自己負担する（世帯収入状況により上限設定あり）。
  - ・負担割合：地域生活支援事業（市町村事業）は国 1/2 以内、県 1/4 以内、市 1/4 以上、それ以外は国 1/2、県 1/4、市 1/4
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：障害者自立支援法第三十一条、障害者自立支援法施行規則第三十二条、児童福祉法第二十四条の五

- ・対象者：障害者および障害児のうち、震災により住宅や家財に被害を受けた方、生計維持者が死亡し、または行方不明となった方、事業等を休廃止した方、農作物の不作等により収入が減少した方
- ・内容：図表 6-2-10 のとおり、障害福祉サービス、地域生活支援事業および障害児施設支援を利用する際の給付費の支給（助成）率を引き上げ、本市から事業者を支払う額を増額することにより利用者負担を減免する。
- ・備考：り災証明を審査基準として使用、平成 24 年度より障害児に係る支援の根拠が障害者自立支援法から児童福祉法に変更
- ・負担割合：給付率を 100/100 へと引き上げた場合における、引き上げ分は国 10/10 の補助が行われたが、その他は平常時と同様。
- 申請期間：平成 24 年 3 月 31 日まで（ただし、やむを得ない事情がある場合は申請を受け付ける）
- 適用期間：3月11日から図表 6-2-10 に示した減免期間まで
- 実績（平成 24 年 3 月 31 日現在）：減免件数 127 件（サービス利用者数の約 1.7%にあたる）、減免総額 4,211 千円

図表 6-2-10 障害者福祉サービス利用者負担金の減免

区 分	要 件	支給割合	減免期間	
第 1 号減免 住宅、家財の損害	損害割合5/10以上	100/100	災害の月か ら12月	
	損害割合3/10以上5/10未満	95/100		
第 2 号減免 生計維持者の死亡等	生計維持者の死亡・行方不明	100/100	災害の月か ら6月	
第 3 号減免 事業等の休廃止	世帯員数	見積所得金額の上限		
	1 人	1, 859, 000円		100/100
		2, 101, 000円		95/100
	2 人	2, 567, 000円		100/100
		2, 902, 000円		95/100
	3 人	3, 129, 000円		100/100
		3, 537, 000円		95/100
	4 人	3, 680, 000円		100/100
		4, 160, 000円		95/100
	5 人以上	3, 680, 000円および488, 000円に 4人を超える人数を乗じて得た額の合計額（千円未満の端数がある場合は切り上げた額）	100/100	
4, 160, 000円および488, 000円に 4人を超える人数を乗じて得た額の合計額（千円未満の端数がある場合は切り上げた額）		95/100		
第 4 号減免 農作物の不作等	合計所得金額125万円以下かつ見積もり減収割合が3/10以上	100/100	災害の月か ら12月	
	合計所得金額125万円超250万円以下かつ見積もり減収割合が5/10以上			
	合計所得金額125万円超250万円以下かつ見積もり減収割合が3/10以上5/10未満	95/100		
	合計所得金額250万円超500万円以下かつ見積もり減収割合が5/10以上			

**(5) 養護老人ホーム入所者負担金等の減免**

■ 平常時の制度概要：

- ・ 根拠規定：老人福祉法、  
                  仙台市老人福祉法施行細則
- ・ 対象者：おおむね 65 歳以上の方であつて、家族や住居の状況等、現在の環境のもとでは自宅で生活することが困難で、本人および本人を扶養している家族の所得が一定以下である方
- ・ 内容：養護老人ホームへの入所を希望する方または入所等の措置が適当と思われる方の養護者もしくは扶養義務者の申請に基づき、福祉事務所長が入

所の可否を決定するとともに、措置を受けた方または主たる生計維持者の所得に応じた費用を徴収する。

- ・ 負担割合：市 10/10

■ 東日本大震災における措置概要：

- ・ 根拠規定：老人福祉法第二十八条第 1 項、  
                  仙台市老人福祉法施行規則第六条第 4 項
- ・ 対象者：養護老人ホームの入所者および入所者の扶養義務者のうち、震災による被害を受けた方
- ・ 内容：入所者負担金および扶養義務者負担金の全部または一部を減免する。

- ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：平成 24 年 3 月 15 日まで
- 適用期間：平成 24 年 3 月分まで
- 実績：減免人数 22 人（養護老人ホーム措置入所者総数の約 1 割にあたる）、減免総額 969 千円

#### （6）高齢者生活援助サービス利用料の減免

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：仙台市高齢者生活援助サービス事業実施要綱
  - ・対象者：75 歳以上の高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助を必要としており、かつ、市民税非課税世帯の方（介護保険法の要介護者および要支援者、仙台市の他制度によるホームヘルプサービスの利用者を除く。）
  - ・内容：週 1 回、自己負担額 400 円で、1 時間 30 分未満、ホームヘルパーが掃除・洗濯や外出時の援助など日常生活の援助を行う。
  - ・負担割合：市 10/10
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：仙台市高齢者生活援助サービス事業実施要綱第十二条
  - ・対象者：震災によるり災により、サービス利用料の負担が著しく困難と認められる方
  - ・内容：高齢者生活援助サービス利用料を減免する。
  - ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：平成 24 年 3 月 10 日まで
- 適用期間：3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日利用分まで
- 実績：減免人数 8 人（高齢者生活援助サービス利用者総数の約 3 %にあたる）

#### （7）寝具洗濯サービス利用料の減免

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：仙台市ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱
  - ・対象者：おおむね 65 歳以上のひとり暮

らしまたは寝たきりの方で、寝具の衛生管理が困難な方、1、2 級の身体障害者手帳の交付を受けている在宅の身体障害者（視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害によるものを除く。）

- ・内容：年 3 回まで委託事業者が寝具を受け取り、丸洗いを行う（主たる生計維持者の市県民税額に応じた費用負担あり）。
- ・負担割合：市 10/10
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：仙台市ねたきり高齢者等寝具洗濯サービス事業実施要綱第九条
  - ・対象者：震災によるり災により、サービス利用料の負担が著しく困難と認められる方
  - ・内容：寝具洗濯サービス利用料を減免する。
  - ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：平成 24 年 3 月 15 日まで
- 適用期間：3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- 実績：減免人数 0 人

#### （8）敬老乗車証利用者負担金の免除

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：仙台市敬老乗車証条例
  - ・対象者：70 歳以上の方で、本市の住民基本台帳に記録されている方または外国人登録原票に登録されている方
  - ・内容：本市は、次の(1)、(2)のいずれか一方（対象者が選択したもの）を交付する。
    - (1) 第 1 種(10～12 月交付時 5,000 円、1～3 月交付時 4,000 円、4～6 月交付時 3,000 円、7～9 月交付時 2,000 円の自己負担あり（低所得者は交付時期にかかわらず、1,000 円)) は年間利用額は無制限
    - (2) 第 2 種（自己負担なし）は年間利

用額は 10,000 円まで

- ・負担割合：市 10/10
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：  
仙台市敬老乗車証条例附則第 2 項
  - ・対象者：震災で住家に全壊・大規模半壊  
・半壊の被害を受けた方
  - ・内容：敬老乗車証の利用者負担金を免除する。
  - ・備考：り災証明を審査基準として使用
  - ・負担割合：市 10/10
- 申請期間：4 月 1 日～平成 24 年 3 月 30 日（ただし、り災証明書の発行後 2 カ月間は申請を受け付ける）
- 適用期間：3 月 14 日から平成 24 年 3 月 30 日までに第 1 種敬老乗車証の交付を受けた分まで
- 実績：21,718 件（参考：平成 23 年度の乗車証発行件数は第 1 種と第 2 種を合わせて 106,384 件）

#### （9）特別障害者手当等の特例措置

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：特別児童扶養手当等の支給に関する法律
  - ・対象者：本市に住所を有し、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
  - ・内容：対象者に、政令で定める額を支給する。  
特別障害者手当：月額 26,260 円  
障害児福祉手当：月額 14,280 円  
経過的福祉手当：月額 14,280 円
  - ・負担割合：国 3/4、市 1/4
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条、障害児福祉手当および特別障害者手当の支給に関する省令
  - ・対象者：所得制限により支給停止になっている受給資格者で、震災により、本

人または法に定める親族の住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた方

- ・内容：所得による支給停止を解除し手当を支給する。ただし、被災した年の所得について後日再確認を行い、基準額を超えた場合は、支給した手当額は返還となる。
- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：国 3/4、市 1/4
- 申請期間：3 月 18 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- 適用期間：3 月分から平成 24 年 7 月分まで
- 実績（平成 24 年 3 月 31 日現在）：  
特例措置適用人数 0 人

#### （10）心身障害者扶養共済制度掛金の減免

- 平常時の制度概要：
  - ・根拠規定：  
仙台市心身障害者扶養共済制度条例
  - ・対象者：心身障害者の保護者のうち、本市に住所を有し、加入時において満 65 歳未満で、特別の疾病または障害がなく、心身障害者扶養保険契約の対象となる健康状態である方
  - ・内容：心身障害者 1 人につき 2 口まで保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、心身障害者に終身一定額（1 口あたり 2 万円/月）の年金を支給する。
  - ・負担割合：加入者の掛金、国・市の負担により運用
- 東日本大震災における措置概要：
  - ・根拠規定：仙台市心身障害者扶養共済制度条例施行規則第七条第五号、仙台市心身障害者扶養共済制度掛金の減免に関する事務取扱要綱
  - ・対象者：震災により居住する家屋が全壊または大規模半壊した方
  - ・内容：1 口の掛金について、世帯区分に

応じた減免割合を乗じた額を減免する（2口加入している場合は、掛金の額が低い方の口数が減免対象となる）。

世帯状況	減免割合	
	全壊	大規模半壊
生活保護法による被保護世帯	100/100	100/100
特定中国残留邦人等支援給付受給世帯	100/100	100/100
市町村民税非課税世帯	100/100	100/100
市町村民税所得割非課税世帯	100/100	70/100
上記以外の世帯	70/100	50/100

- ・備考：り災証明を審査基準として使用
- ・負担割合：市 10/10（震災復興特別交付税による措置あり）
- 申請期間：4月11日～平成24年3月31日（ただし、り災証明書の発行後2か月間は申請を受け付ける）
- 適用期間：3月分から平成24年7月分まで
- 実績（平成24年3月31日現在）：  
減免人数32人、減免総額1,956千円

## 8. 制度面の課題

### （1）り災証明の判定基準を特例等の措置基準として活用することの課題

り災証明は建物被災の大きさを示すものであるが、一方、各種支援制度は、その支援内容が建物の被災状況に比例するものだけではない。しかし、現実的には、ほとんどの支援制度において、支援の区分にり災証明を使用していることにより、例えば宅地被害など建物以外の被災への支援が少なかったり、建物の所有者・非所有者間で不公平感が生じるなどの課題が残った。

また、多くの制度が世帯を単位として給付や支援を決定しているが、り災証明を判定基準とした場合、被災した建物に居住する世帯員の範囲を特定する必要があり、り災証明に記載されていない世帯主以外の世

帯員を特定する手続きに複雑な手段を要した。

### （2）その他の課題

法令等に定められた特例等は長期の避難生活等をあまり想定していなかったため、支援が行き届かなかつたり、貸付金の返済条件が厳しかったりと、支援内容が十分ではない制度が多くあった。今回は通知の発出等により、多くの支援制度が特例等の申請期限・適用期間を延長したり、貸付金の金利や据置期間等を延長したりして対応した。

また、実務的には、例えば被災者生活再建支援金は応急仮設住宅退去時に一気に加算支援金の申請が増える可能性があるなど、支援制度の内容によって、申請の増減を推測し、人員体制を整えるなど、円滑な支援を行うため、実務的な対応面に留意する必要がある。

さらに、災害援護資金貸付制度等の貸付制度については、地方公共団体が債権管理や将来的に回収事務を行う必要があるが、今回の震災のように広域で、かつ、大量の被災者が発生するような災害を想定していないため、地方公共団体が回収不能になった場合の救済措置が定められていない。そのため、そのような事態が発生した場合に国が債権放棄をするよう制度変更を行うなど、救済措置を検討する必要がある。

## 第3節 住宅の応急修理

### 1. 災害救助法における規定

住宅の応急修理は災害救助法第二十三条第1項第六号に掲げられている制度であり、修理することによって居住を可能とすることを目的として、居室、炊事場、衛生設備等の日常生活に必要な不可欠な部分について、地方公共団体が修理を行うものである。

救助の程度、方法および期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める（災害救助法施行令第九条）こととなっている。

### 2. 東日本大震災における住宅の応急修理制度の概要および本市の対応

#### （1）住宅の応急修理制度の概要

4月1日に県より「東日本大震災における住宅の応急修理実施要領」が示された。制度の概要は次のとおりとなっている。

#### （ア）対象者

対象者は全壊、大規模半壊および半壊の世帯であり、全壊、大規模半壊の世帯については、収入要件は問わないが、半壊の世帯については、平成21年の収入額（被災日の属する年の前前年の収入）が次の要件のいずれかを満たす世帯とされた。

- 世帯全体の収入が500万円以下
- 世帯全体の収入が700万円以下で、かつ世帯主が45歳以上の世帯
- 世帯全体の収入が800万円以下で、かつ世帯主が60歳以上または要援護世帯

なお、本制度は修理により避難所等への避難を要しなくなる世帯が対象で、修理した住宅で生活することが前提となっているため、住宅の応急修理制度と重複して、応急仮設住宅を利用することは認められない。

#### （イ）応急修理の内容

応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な不可欠な部分であって、緊急に修理を行うことが適切な箇所である。

※内装に関するものは原則対象外

※家電製品は対象外

#### （ウ）限度額

住宅の応急修理のために支出できる費用は原材料費、労務費および修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は52万円以内とされた。

#### （エ）手続きの流れ

応急修理制度の手続きの流れは次のとおりとなっている。

- ①応急修理を希望する被災者が本市の窓口に応急修理申込書および被災証明書、世帯全員の住民票、平成21年分の世帯全員の課税（非課税）証明書（大規模半壊・全壊の場合は不要）を提出し、要件審査を受ける。
- ②本市は被災者（申込者）に対し、見積書の用紙等、必要書類を交付する。
- ③被災者は業者に希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成を依頼する。
- ④業者は住宅の応急修理の対象となる修理予定箇所と費用を記載した修理見積書を被災者に提出する（提出の際は、被災者に見積内容を説明し確認印をもらう）。
- ⑤被災者または業者は修理見積書を本市の窓口へ提出し、本市は修理見積書等の内容を確認・審査の上、修理依頼書を交付する。
- ⑥業者は修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。
- ⑦業者は工事完了後、本市に被災者の確

認印が押された工事完了報告書、工事写真等を提出し、合わせて応急修理に要した費用を請求する。本市は審査を行った上で費用の支払いをする。なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

## **(2) 制度の拡充（区分所有マンションの共用部分への適用）**

6月30日付けで国より区分所有マンションの共用部分への適用についての通知がなされた。対象となるのは、共用廊下、エレベーター、階段、高架水槽、浄化槽、屋上の防水処理等であり、エレベーターは稼動しているものがない場合に限り、原則として1棟につき1基が対象となった。また、階段についても使用可能な階段が他にない場合に限り、原則として1カ所のみ対象となった。

## **(3) 本市における対応**

本市においては財政局財産管理課（相談、受付、書類審査を担当）、健康福祉局保険年金課（修理依頼書の交付、工事完了報告書等の受理、修理費用の支払いを担当）が事務を行った。4月1日より被災者支援相談窓口での相談業務およびコールセンターでの電話相談をはじめ、制度の啓発に努めた上で4月21日に申込受付を開始した（修理対象箇所拡充に伴うマンションの共用部分に係る申込受付については8月8日に開始）。

住宅の応急修理制度の申込受付は平成24年3月30日をもって終了したが、申込総数は約40,000件に達した。

本制度は半壊の場合には収入要件が存在し、その判断基準が平成21年の総収入（被災日の属する年の前前年の収入）であったため、震災により失業した方など支援を必要とする被災者に制度が適用されないケー

スが発生し、対象外となる被災者からの苦情が多く寄せられた。

また、本制度は現物支給であることから、被災者が個人で発注、修理が終了し、支払いまで済ませている場合には本制度の対象外となり、本制度を知る前に修理を終えていた被災者からの苦情が多く寄せられることとなった。

## **3. 総括**

災害救助法に基づき、現物支給で実施した住宅の応急修理制度では、事務手続きが煩雑なため、行政側の事務量が膨大化しただけではなく、提出書類の不備にかかるやり取りに時間を要するなど、被災者への迅速な救助という点でも非常に問題があった。今回のように救助期間が長期になり、応急修理と被災者生活再建支援金の加算支援金（住宅の補修：75万円または100万円）の事務手続きが並行して行われると、応急修理の提出書類の多さや手続きの複雑さなどが余計際立つ形となった。

また、被災後、早急に修理を行った被災者は本制度の対象外となることや、半壊の世帯については収入要件が存在し、被災日の属する年の前前年の総収入により制度適用の可否が決定することが、被災者間の不公平感等を生じさせる要因ともなった。

こうした問題点を踏まえ、法律上は都道府県知事の判断により可能な金銭給付を実施したり、被災者生活再建支援制度を拡充し、応急修理分の52万円を加算支援金へ上乘せしたりするなどして、住宅改修にかかる支援制度を一本化し、事務手続きの簡素化を図ることが被災者支援の観点から有効であり、収入要件の撤廃なども含め、抜本的な制度改善が必要である。

## 第4節 障害物の除去

### 1. 災害救助法における規定

障害物の除去は災害救助法第二十三条第1項第十号を受けて、災害救助法施行令第八条第二号に規定されている制度であり、災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を地方公共団体が行う制度である。

救助の程度、方法および期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定める（災害救助法施行令第九条）こととなっている。

### 2. 東日本大震災における障害物の除去制度の概要および本市の対応

#### （1）障害物の除去制度の概要

「東日本大震災における障害物の除去実施要領」に基づき制度を運用した。制度の概要は次のとおりとなっている。

#### （ア）対象者

対象者は全壊、大規模半壊および半壊または床上浸水の世帯であり、全壊、大規模半壊の世帯については、収入要件は問われないが、半壊または床上浸水の世帯については、平成21年の収入額（被災日の属する年の前前年の収入）が次の要件のいずれかを満たす世帯とされた。

- 世帯全体の収入が500万円以下
- 世帯全体の収入が700万円以下で、かつ世帯主が45歳以上の世帯
- 世帯全体の収入が800万円以下で、かつ世帯主が60歳以上または要援護世帯

なお、本制度は障害物の除去により避難所等への避難を要しなくなる世帯が対象で、除去後の住宅で生活することが前提となっ

ているため、障害物の除去制度と重複して、応急仮設住宅を利用することは認められない。

#### （イ）制度の対象となる障害物

津波等により、居室、台所、玄関、便所、風呂場およびこれらを結ぶ廊下等の日常生活上欠くことのできない場所に入り込み、現に使用を不能としている障害物、住家への出入りを妨げている障害物、居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のある障害物等が制度の対象となった。一方で地震によって壊れた家具や床下のヘドロなどは本制度の対象とはならない。

また、住家の一部に障害物が運び込まれていても、日常生活に最低限必要な場所が確保できている場合（居室の1つに障害物があるが、他の部屋で生活が可能）、他に被害の少ない建物を所有している場合（近くに空家となっているアパートを所有しており、そこで生活が可能である場合など）は本制度の対象とならない。

#### （ウ）限度額

障害物の除去のために支出できる費用は、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上料、購入費または減価償却費、輸送費および賃金職員等雇上費ならびに工事等事務費など一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は13万4,200円とされた。

#### （エ）手続きの流れ

障害物の除去制度の手続きの流れは次のとおりとなっている。

- ①障害物の除去を希望する被災者は、本市の窓口に障害物の除去申込書を提出し、要件審査を受ける。
- ②本市は障害物の除去を行う業者に対して被災者（申込者）と調整のうえ、障



害物の除去見積書を作成するよう依頼する。

- ③業者は障害物の除去の対象となる箇所と費用を記載した障害物の除去見積書を本市に提出する。
- ④本市は障害物の除去見積書の内容を確認・審査の上、障害物の除去依頼書を業者に交付する。
- ⑤業者は障害物の除去依頼書を受領後、被災者と日程等を調整の上、除去を実施する。
- ⑥業者は障害物の除去完了後、現場写真等を添付の上、本市に障害物の除去完了報告書を提出し、合わせて障害物の除去に要した費用を請求する。本市は審査を行った上で費用を支払う。

## (2) 本市における対応

本市においては財政局財産管理課（相談、受付、書類審査を担当）、健康福祉局保険年金課（除去依頼書の交付、工事完了報告書等の受理、除去費用の支払いを担当）が事務を行った。4月1日より被災者支援相談窓口での相談業務およびコールセンターでの電話相談をはじめ、制度の啓発に努めた上で4月21日に申込受付を開始した。

床下のヘドロの除去に関する相談が多く寄せられたが、本制度の除去対象は床上等にある障害物であり、床下のヘドロの除去は対象外であったため、制度の利用をあきらめざるを得ない被災者も多数いた。

また、「障害物の除去」という名称から、地震で倒れ、壊れた家具等を自宅から運び出したり、自宅敷地内に入り込んだがれき等を処理したりする制度と誤解した被災者も少なくなかった。

## 3. 総括

本制度の利用は1件のみとなったが、これは実際に個人では撤去できない程度の障害物が津波により住宅に入り込んでいる場合は、住宅を解体するケースがほとんどで

あり、制度に対するニーズが極めて少なかったことに起因する。

また、本制度では悪臭を伴う床下のヘドロ等は除去の対象外となり、支援を必要とする被災者に制度が適用されないなどの問題が生じたことから、制度面における改善が望まれる。